

令和6年玉村町議会第3回定例会会議録第1号

令和6年9月2日（月曜日）

議事日程 第1号

令和6年9月2日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 報告第 3号 令和5年度玉村町土地開発公社決算報告について
- 日程第 7 報告第 4号 令和5年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について
- 日程第 8 報告第 5号 令和5年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について
- 日程第 9 承認第 6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和6年度玉村町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第10 認定第 1号 令和5年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 2号 令和5年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 3号 令和5年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 4号 令和5年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 5号 令和5年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 6号 令和5年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第16 認定第 7号 令和5年度玉村町下水道事業会計決算認定について
- 日程第17 報告第 6号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第18 報告第 7号 令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第19 議案第43号 令和5年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第20 議案第44号 令和5年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第21 議案第45号 玉村町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第46号 玉村町税条例の一部改正について
- 日程第23 議案第47号 玉村町教育振興基金条例の一部改正について

- 日程第 2 4 議案第 4 8 号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 4 9 号 玉村町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 5 0 号 令和 6 年度玉村町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 7 議案第 5 1 号 令和 6 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 8 議案第 5 2 号 令和 6 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 9 議案第 5 3 号 令和 6 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 0 議案第 5 4 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 3 1 議案第 5 5 号 玉村町と伊勢崎市との間における消防事務の委託に関する協議について
- 日程第 3 2 意見第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 3 意見第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 4 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	羽 鳥 光 博 君	2番	堀 越 真由子 君
3番	松 本 幸 喜 君	4番	笠 原 則 孝 君
5番	小 林 一 幸 君	6番	月 田 均 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	三 友 美恵子 君
9番	高 橋 茂 樹 君	10番	浅 見 武 志 君
12番	新 井 賢 次 君	13番	石 内 國 雄 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	鈴 木 寛 史 君	総 務 課 長	齋 藤 善 彦 君
企 画 課 長	関 根 伸 行 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岡 田 寛 子 君	子ども育成課長	今 井 理 恵 子 君
住 民 課 長	丸 山 智 志 君	環境安全課長	齋 藤 博 君
経済産業課長	平 野 敏 行 君	都市建設課長	原 田 英 樹 君
上下水道課長	上 村 明 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	関 根 聡 子 君
学校教育課長	青 木 栄 二 君	生涯学習課長	畑 中 哲 哉 君

事務局職員出席者

議会事務局長	齋 藤 恭	局長補佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	重 田 智 美		

○議長挨拶

◇議長（石内國雄君） 着席願います。おはようございます。

令和6年玉村町議会第3回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、令和6年玉村町議会第3回定例会が招集されましたところ、公私ともにご多用の中ご参集いただいたことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、今定例会は決算議会とも言うべき令和5年度の一般会計や特別会計の歳入歳出決算認定に係る議案等を審議する重要な議会であります。令和5年度予算が目的どおり適正かつ効率的に執行されたか、慎重な審議がなされることを願うところであります。また、令和6年度補正予算などの重要な議案も後ほど町長から提案されます。議員各位には、住民の負託を受けた議会議員として、あらゆる角度から慎重な審議を行い、適正にして妥当な審議結果が得られますようお願いするものであります。

さらに、今定例会には10名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。議員並びに町長をはじめ執行各位には、体調には十分留意され、今定例会に臨んでいただくようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。



○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（石内國雄君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年玉村町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（石内國雄君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による随時監査の結果、同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が報告されております。6月から8月までの監査・検査の報告は、お手元に配付したとおりであります。

また、議員派遣終了報告書が議長に提出されております。研修内容は、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（石内國雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、6番月田均議員、7番備前島久仁子議員の両名を指名いたします。

◇

○日程第3 会期の決定

◇議長（石内國雄君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る8月26日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

浅見武志議会運営委員長。

〔議会運営委員長 浅見武志君登壇〕

◇議会運営委員長（浅見武志君） おはようございます。令和6年玉村町議会第3回定例会が開催されるに当たり、去る8月26日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してありでございます。

会期は、本日から9月17日までの16日間といたします。

今定例会に町長から提出される議案は、令和5年度決算に関する報告が5件及び認定が7件、承認に関する議案が1件並びに条例の一部改正と補正予算に関する議案等が15件で、計28議案を予定しております。

概要につきましては、日程1日目の本日は、まず委員長より閉会中における所管事務調査報告を行います。

次に、陳情1件の付託を行います。

次に、町長より報告第3号から報告第5号までの3件について、一括報告があります。

次に、承認第6号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、認定第1号から認定第7号までの7議案について、一括提案説明があり、監査委員の審査意見報告の後、総括質疑を行い、決算特別委員会を設置し、審査の付託を行います。

次に、報告第6号及び報告第7号の2件について、一括報告及び監査委員の審査意見報告があります。

次に、議案第43号及び議案第44号の2議案について、一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、条例の一部改正に関する議案第45号から議案第49号までの5議案について、それぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、補正予算に関する議案第50号から議案第53号までの4議案について、一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、事件関係の議案として議案第54号及び議案第55号の2議案について、それぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、意見第1号及び意見第2号の人権擁護委員の推薦について、一括提案説明があり、それぞれ

質疑、討論、表決を行います。

その後、一般質問を行います。質問者は2名です。

日程2日目は、本会議を午前9時に開議、一般質問を行います。質問者は5名です。

日程3日目は、本会議を午前9時に開議、一般質問を行います。質問者は3名です。本会議終了後、決算特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行います。

日程4日目は、総務経済常任委員会を開催します。

日程5日目は、民生文教常任委員会を開催します。

日程6日目と7日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程8日目は、事務整理のため休会とします。

日程9日目及び日程10日目は、決算特別委員会を開催します。

日程11日目と12日目は、事務整理のため休会とします。

日程13日目と14日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程15日目は、祝日のため休会とします。

日程16日目は、最終日となります。午前11時より議会運営委員会を開催し、午後1時30分より全員協議会を開催します。

その後、本議会を午後2時30分に開議し、委員会に付託された陳情について委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、決算特別委員会に付託された認定第1号から認定第7号までの7議案の審査結果について委員長の報告があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

続いて、各委員長から開会中の所管事務調査報告及び閉会中の所管事務調査報告の申出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和6年玉村町議会第3回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から9月17日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から9月17日までの16日間とすることに決定いたしました。



○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

民生文教常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

羽鳥光博民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 羽鳥光博君登壇〕

◇民生文教常任委員長(羽鳥光博君) 民生文教常任委員会所管事務調査報告をさせていただきます。お手元の配付資料に基づいて説明させていただきます。

日時は、7月4日木曜日、午前10時から11時半まで、視察地は富岡市子育て健康プラザ、調査事項は子育て支援の取組についてということで、出席委員と随行者、対応者につきましては記載のとおりでございます。

富岡市の概要が書いてありますけれども、1枚めくっていただいた裏面で説明したいと思います。お聞きください。市の概要につきましては、玉村町と比較してございます。人口は4万5,700人、世帯数は2万713世帯です。産業別人口につきましては、農業などの第1次産業における人口構成比は6.50%です。第2次産業でございます製造業、建設業等は39.64%、第3次産業の商業、公務員等の人口につきましては、53.13%ということで、玉村町と比較いたしますと同じように第3次産業の比率が高いという傾向がございます。

財政状況につきましては、一般会計規模が富岡市は236億7,600万円、令和6年度当初予算でございます。玉村町と比較しておりますけれども、特別会計を入れました合計でいきますと、富岡市は377億6,958万2,000円ということで、玉村町の219億1,350万7,000円と比較しまして、市としての規模というふうなことがうかがわれます。

次のページに行かせていただきます。調査目的は、子育て支援の取組ということで、視察先の富岡市から頂いてまいりました写真をここに付けさせていただきます。この富岡市健康プラザは、赤ちゃんから大人まで安心して利用できる子育て、健康、交流の場というふうなことを銘打って設置されたものでございます。富岡市健康プラザの機能といたしますと、子育て、これは富岡市の児童館でございます。ここが1つ、それから健康という面では保健センターが機能としてあります。強化機能と書いてございますけれども、これは各方面、世代間交流等の強化を行うということで、ここに書いてございますように子育て世代包括支援、世代間交流、子供の居場所づくり、学習スペースの提供などを行っております。こういったことが富岡市の子育て健康プラザの機能としてございます。

施設としての子育て健康プラザを視察いたしました。1枚めくっていただいて、富岡市の保健センターとあい愛プラザの外観の写真がありますけれども、富岡市の子育て健康プラザは、写真にございますこの2つの施設を取り壊して新しい施設を設置したということでもあります。

検討の経緯が(2)から書いてございますけれども、平成26年8月に(仮称)富岡市総合保健センター検討委員会を設置いたしまして、整備方針等を決め、富岡合同庁舎の一部を市へ貸すことはできないか、県立富岡東高校の一部を市へ貸すことはできないか等の交渉を県と行い、結果県からの回答は否というふうなことでしたものですから、保健センターの土地に新しい富岡市健康プラザを造っ

たということでございます。下に書いてございますけれども、福祉部門の公共サービスと民間サービスを兼ね備えた複合施設を建設すると。現保健センターの所在地に造ると。これは、土地については県から買収してございます。準備方式とすると、PPP方式というふうな複合方式を採用してございます。民間主導による複合方式です。

それから、次のページに行かせていただきまして、最終的にこれまで検討してきた構想は、市政が変わる云々等いろいろな事情がありまして、平成31年3月に仮称の富岡市総合福祉センター整備方針を白紙化され、令和2年5月になりまして紆余曲折した後、富岡市子育て健康プラザ整備基本構想を策定し、現行の富岡市健康プラザを令和5年の3月に竣工いたしました。用地、設計、本体工事費として事業費が12億3,000万円ということで施工、完工されたわけでございます。紆余曲折あり、土地買収等の県との交渉は不可という中での建設経緯が説明等で示されました。

2番目です。これは委員からの現地での質問がございました。市庁舎の児童福祉担当との連携の状況や、建物が本庁舎と別なので、やりづらいかどうかというような質問に対しまして、先ほどは設計とか施工とかについての質問の回答でございまして、今回は本庁舎の市役所と健康プラザが別の土地にございますから、やりづらくないかという質問に対しましては、同一施設であるほうが連携は取りやすいと考えるとして、建物が別なことでの不都合を感じるけれども、児童福祉担当は市役所内の他部署との連携も必要であって、母子保健事業を行うには広いスペースや駐車場が必要である等の事情から、小まめな連絡を取って、きめ細かく対応しているというような回答がございました。

1枚はぐっていただきまして、最終ページを読ませていただきます。7番、最も重要な市民の声として、利用者からどのような声があったかと尋ねましたところ、名称が子育て健康プラザとなり、保健センターがどこにあるのか分からないと。これでは名称からして非常に分かりづらいという声があったという回答がございました。あと、検診機関からは、検診室が広くて使い勝手がよいと。実際見てきました。広くて明るく、過ごしやすいものであるということが当地に行きまして確認できました。

以上を踏まえまして、考察といたしますと、今回富岡市子育て健康プラザにおいて富岡市への視察研修を行った。この施設は、富岡市が力を入れた令和5年3月竣工の保健センター機能と子育て機能を備えた複合施設である。赤ちゃんから大人まで安心して利用できる子育て・健康・交流の場が設けられたことにより、市民にとり安心して子供を産み育てられる拠点ができた。人口減少が続く中、その歯止めをかける市の事業であると受け止められた。当委員会としても視察先会場での質問と市からの回答、ハード面での施設を見てきまして、玉村町にもこうした施設の必要性を強く印象づけられました。今後の玉村町のハード面を含めた子育て支援施策の一層の充実を期待する。

以上、所管事務調査報告といたします。終わります。

◇議長（石内國雄君） 以上で、民生文教常任委員長の報告を終了いたします。

これをもちまして、閉会中における所管事務調査報告を終了いたします。



○日程第5 陳情の付託

◇議長（石内國雄君） 日程第5 陳情の付託についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

令和6年9月2日

玉村町議会第3回定例会

陳 情 等 文 書 表

受理番号	受 理 年 月 日	件 名	陳情者又は代表者 住 所・氏 名	付 託 委員会等
2	6. 7. 31	地方財政の充実・強化に関する意見書採択についての陳情	群馬県伊勢崎市中央町30-4 日本労働組合総連合会 群馬県連合会 伊勢崎地域協議会 議長 宮下 和夫	総務経済 常任委員会



○日程第6 報告第3号 令和5年度玉村町土地開発公社決算報告について

○日程第7 報告第4号 令和5年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について

○日程第8 報告第5号 令和5年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について

◇議長（石内國雄君） 日程第6、報告第3号 令和5年度玉村町土地開発公社決算報告についてから日程第8、報告第5号 令和5年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告についての決算報告が提出されました。

これより公社及び財団に関する3件の決算報告を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。令和6年玉村町議会第3回定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

さて、今年の夏は玉村町中学生海外派遣事業が5年ぶりに開催され、先日両中学校の生徒20名が無事にアメリカのワシントン州エレンズバーグから帰国しました。生徒の皆さんの顔には、帰国した安堵感とともに、貴重な経験を得た後の充実した様子がうかがえました。生徒の皆さんが後日行われ

る報告会で、中学生の若い感性で体験してきた国際交流をどのように語るのか、大いに期待しております。さらにこの経験をグローバルな視野を持ち、お互いの多様性を認めながら尊重することを考える機会にさせていただきたいと願っています。

また、このたび石内國雄議長におかれましては、全国町村議会議長会の監事に就任されました。誠におめでとうございます。長年にわたり培われたご経験を生かし、全国町村議会発展のためますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、お祝いの言葉といたします。

さて、本日令和6年玉村町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、ご参会いただきまして本定例会が成立いたしました。厚く御礼申し上げます。

本定例会は、本日から9月17日までの16日間、令和5年度決算認定を含む28案件につきまして提案させていただき、ご審議をお願い申し上げます。各案件の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、慎重にご審議いただき、ご議決、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

また、一般質問では10人の議員から、町政全般にわたるご質問をいただいておりますが、誠心誠意、議論を尽くしてまいりたいと存じますので、貴重なご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、報告に入らせていただきます。報告第3号 令和5年度玉村町土地開発公社決算報告についてご説明申し上げます。本案は、玉村町土地開発公社理事長より令和6年5月31日付で、令和5年度玉村町土地開発公社決算書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものでございます。

土地開発公社の業務につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく公有地取得事業及び土地造成事業に伴うものでございます。令和5年度の主な業務は、分譲済みの東部工業団地西地区において企業立地のための支援を行いました。

令和5年度決算は、収益的収支におきましては、受取利息等による収入2万2,432円、一般管理費による支出2万3,600円となり、差引き1,168円の損失を計上いたしました。これにより、繰越準備金は9,264万5,395円となります。

また、資本的収支はありませんでした。

事業の実績につきましては、別紙事業報告書及び付属明細表のとおりでございます。

次に、報告第4号 令和5年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告についてご説明申し上げます。公益財団法人玉村町文化振興財団理事長より令和6年4月30日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

まず、決算の概要につきましては、収入合計額が6,007万8,395円であり、町への補助金返還分を含む支出合計額も同額となります。令和5年度につきましては、文化センター開館30周年ということで事業数を多く見込んでおりましたので、特別に例年より100万円多い5,100万円

という補助金が出ておりました。また、補助金について、令和5年度補助事業等実績の報告時に精算を行った結果、補助金確定額を4,577万1,688円とし、既に交付した5,100万円から財団の繰越金相当額である522万8,312円の返還を受けました。

令和5年度は、コロナ禍が収束に向けて動き出しましたので、町の芸術及び文化の振興と発展に寄与することを目的に、積極的に各種事業が行われました。財団の自主事業が8事業、共催事業1事業、住民参加事業2事業、地域協働事業3事業、助成事業1事業、協力事業1事業、町民応援事業1事業、文化センター30周年記念事業が1事業の合計18事業を無事に実施することができました。

なお、事業の実績につきましては、別紙事業報告書及び収支決算書のとおりでございます。

次に、報告第5号 令和5年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告についてご説明申し上げます。公益財団法人玉村町農業公社理事長より令和6年5月31日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

決算の概要につきましては、収入合計が4,897万5,395円、支出合計が4,877万4,916円であり、収支差額は20万479円の単年度黒字でございます。

公社事業につきましては、群馬県農業公社から農地中間管理事業の窓口業務を受託して、引き続き担い手への農地集積を進めることができました。また、農業機械銀行事業では、作業受託、農業機械の貸出しにより、引き続き農業者のコスト削減の一翼を担うことができました。そして、WCS事業におきましては、作付面積は前年より増加し、県内各地の畜産農家に販売し、農家所得の向上に寄与することができました。

その他事業の詳細につきましては、別紙事業報告書のとおりでございます。

◇議長（石内國雄君） 以上で日程第6、報告第3号から日程第8、報告第5号までの公社及び財団に関する3件の決算報告を終了いたします。



○日程第9 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和6年度玉村町一般会計補正予算（第3号））

◇議長（石内國雄君） 日程第9、承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和6年度玉村町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 承認第6号 令和6年度玉村町一般会計補正予算（第3号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年8月1日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により本定例会において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に4,052万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を128億3,801万7,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、令和5年度に中間納付されていた法人町民税につきまして、企業の確定申告により確定税額よりも支払った中間納税額が多かったため、超過分を還付するとともに、納付されていた期間の還付加算金を支払うものでございます。

なお、歳入につきましては、前年度繰越金を計上しております。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○日程第10 認定第1号 令和5年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第11 認定第2号 令和5年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第12 認定第3号 令和5年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第13 認定第4号 令和5年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第14 認定第5号 令和5年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第15 認定第6号 令和5年度玉村町水道事業会計決算認定について

○日程第16 認定第7号 令和5年度玉村町下水道事業会計決算認定について

◇議長（石内國雄君） 日程第10、認定第1号 令和5年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第16、認定第7号 令和5年度玉村町下水道事業会計決算認定についてまでの7議案を一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、認定第1号から日程第16、認定第7号までの7議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 認定第1号 令和5年度玉村町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定によりご説明申し上げます。

まず、決算の概要でございますが、歳入総額125億3,073万9,315円に対し、歳出総額は118億8,391万2,848円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は6億4,682万6,467円の黒字となりました。このうち翌年度へ繰り越すべき財源が1億583万9,055円ありましたので、実質収支は5億4,098万7,412円の黒字となり、さらにここから2億8,000万円を財政調整基金に積み立てましたので、残りの2億6,098万7,412円につきましては翌年度へ繰り越すこととさせていただきます。

令和5年度決算の大きな特徴といたしましては、その根幹をなす町税収入につきまして、町内企業の業績の低迷により法人町民税が大幅な減収となったほか、地方交付税は令和4年度の法人町民税の増収等により基準財政収入額が大幅に増加したため、10.9%減となりました。

各種交付金は、地方消費税交付金やゴルフ場利用税交付金等が減少したものの、株式等譲渡所得割交付金や法人事業税交付金、環境性能割交付金等が増加し、全体では1.7%増となっています。

使用料及び手数料は、社会体育館の指定管理者制度導入による社会体育館使用料の減や一般廃棄物処理手数料の減少等により7.8%減となりました。

国庫支出金は、社会資本整備総合交付金や保育士等処遇改善臨時特例交付金等の減少等により16.8%減、財産収入は町営住宅跡地の売払いの終了等により51.3%減、寄附金につきましてはふるさと納税による寄附の減少等により39.9%減となっております。

繰入金は、財政調整基金の繰入れ等により大きく増加いたしました。

諸収入は、小中学校給食費無償化に伴う学校給食費の減少等により21.6%減となるほか、町債は臨時財政対策債や公共施設等適正管理推進事業債の減少等により46.9%減となりました。

次に、歳出では、目的別に見ると商工労働費、土木費及び衛生費の減少と教育費の増加が顕著となっております。性質別では、経常的経費である人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び公債費の占める構成比が83.6%となり、経常的経費の伸び率は0.4%減となりました。

歳出総額では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業や南中学校のトイレ改修事業等による増があったものの、新型コロナウイルスワクチン接種関連事業の減少やプレミアム付商品券発行事業、緊急経済対策住宅等リフォーム支援事業の終了等により、前年度に比べ3.3%減となっております。

なお、地方債現在高につきましては、前年度末から5億5,636万8,000円減少し、令和5年度末では90億7,130万円となりました。

一方、財政調整基金現在高につきましては、令和4年度の決算剰余金の4億6,000万円と令和5年度中に発生した利子11万3,000円を積み立てる一方、令和5年度の財源不足を補うための6億円の取崩しを行った結果、前年度末から1億3,988万7,000円減少し、令和5年度末では25億322万1,000円となりました。

また、財政力指数につきましては、前年度に比べ0.01ポイント上昇して0.75となり、公債費負担比率につきましても0.2ポイント改善して9.0%になるなど改善傾向が見られましたが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度に比べ10.7ポイント上昇し、97.4%となりました。経常収支比率上昇の要因としましては、特定財源の減少等による経常経費充当一般財源の増加に加え、経常一般財源収入額の減少が挙げられますが、一部補助金の翌年度交付や前年度の法人町民税増加に伴う地方交付税の減少等、一時的な要因による影響も大きいと考えており、引き続き健全な財政運営に向けた取組を進めてまいります。

以上、経済活動、社会生活等がコロナ禍以前の状況に戻りつつありますが、少子高齢化や人口減少、デフレ型経済から新たな成長型経済への移行等、町を取り巻く環境が大きく変化している中、町民の暮らしと地域経済を守り、町の発展を継続するためにも、引き続き財政健全化への取組を堅持し、持続可能な財政基盤の確立に努めていきたいと考えています。

次に、認定第2号 令和5年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額35億7,460万9,308円に対し、歳出決算額は35億671万3,634円となりました。これにより、実質収支額が6,789万5,674円となり、翌年度へ繰越いたしました。

なお、令和4年度の繰越金が1億3,895万105円であったため、実質収支額から前年度繰越金を差し引いた収支額は7,105万4,431円の減額となりました。これは、特別交付金の減額や国民健康保険事業費納付金が増加したことから減額となりました。

まず、主な歳入ですが、国民健康保険税は7億5,097万7,608円で、加入者が減少したことなどにより、前年よりも312万円程度減収となりました。

現年分の収納率は96.80%で、前年度よりも1.58ポイント上昇しました。

県支出金は、医療費に係る補助金として普通交付金が23億9,312万3,552円でありました。また、特定健診やジェネリック医療品の普及推進、エイズ予防など、町の取組に対する補助金として特別交付金が4,407万6,000円でありました。

一般会計からの繰入金については、保険基盤安定、事務費、出産育児一時金など2億3,243万1,067円が繰り入れられました。

次に、歳出ですが、保険給付費の支払いが一般被保険者分で24億657万7,258円で、1億8,674万5,939円の減額となりました。

広域化に伴い、県へ納付する国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合わせて10億2,917万3,515円で、医療給付費分については減額となりました。

保健事業では、被保険者の健康の保持増進のため、生活習慣病などの予防を主眼に、特定健診や人間ドックなどを実施し、特定健診の受診率は昨年度より増加し、3,431万9,278円の支出となりました。特定健診に関しましては、慢性疾患の早期発見や重症化予防などの観点から、非常に重要なものと認識しておりますので、引き続き制度の周知徹底や未受診者への受診勧奨を図り、被保険者の健康維持、意識の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、歳入の確保と医療費の適正化をより一層推し進め、安定的な国保の健全運営を図りたいと考えております。

次に、認定第3号 令和5年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額4億2,501万8,740円に対し、歳出決算額は4億2,261万7,895円となりました。

まず、歳入の主なものとして、後期高齢者医療保険料は3億2,137万9,387円で、収納率は99.7%であります。一般会計からは、特別会計事務費及び保険基盤安定拠出金として8,507万5,194円を繰り入れました。

次に、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金として保険料納付金3億2,111万6,187円と保険基盤安定拠出金7,922万9,194円であります。

実質収支差額については240万845円で、翌年度へ繰り越しました。

今後も、後期高齢者医療制度についてご理解いただけるようきめ細やかな対応を行い、円滑な制度運営を図ってまいります。

次に、認定第4号 令和5年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額29億6,447万6,762円に対し、歳出決算額は26億2,811万4,008円となりました。実質収支額は3億3,636万2,754円となり、同額を翌年度へ繰り越しました。

歳入の主なものですが、第1号被保険者の介護保険料収入が7億8,863万8,519円であり、約1,400万円の増収となりました。滞納繰越分を含めた収納率は99.49%でございます。

国、県の支出金、支払基金交付金については、全体として増額となっております。

次に、歳出の主なものですが、最も多くを占めているのが保険給付費の23億1,569万2,112円であり、前年度より約5,960万円減となりました。

また、地域支援事業費については、8,188万5,585円となっております。

介護保険基金についてですが、令和4年度の実質収支額2億9,683万1,984円のうちの1億5,000万円を積み立てました。

第8期介護保険事業計画期の最終年度である令和5年度は、介護予防・重度化防止施策の推進、適正な介護給付等に努力した結果、令和4年度を上回る黒字決算となりました。計画期間中に生じた剰余金で積み立てた介護保険基金を適切に運用し、今後も安定的な制度の維持、運営に努めてまいります。

次に、認定第5号 令和5年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入歳出決算額ともに301万8,159円となりました。

本事業は、介護保険の要介護認定の結果、要支援1、要支援2と認定された方に対して、地域包括支援センターの保健師等がケアプランを作成するという平成18年度から始まった事業であり、令和5年度で18年が経過したところでございます。今後も高齢化が進行するに伴い、要支援1、要支援2といった要支援者の認定者の増加も予想されることから、介護予防を重視した適正なケアプランの作成に努めてまいりたいと考えています。

また、平成27年度の途中から総合事業へ移行したことに伴い、総合事業の対象者への介護予防ケアマネジメントの作成につきましても同様に努めてまいります。

次に、認定第6号 令和5年度玉村町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。まず、収益的収入及び支出でございます。収入総額は5億6,359万5,053円で、内訳は給水収益等の営業収益が5億3,403万9,840円、営業外収益が2,955万5,213円でございます。

一方、支出総額は4億6,991万4,887円で、内訳は営業費用が4億4,058万7,435円、企業債利子などの営業外費用が2,869万4,972円、特別損失が63万2,480円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。収入総額は1億7,950万6,600円で、内訳は企業債が1億5,020万円、国の水道管路緊急改善事業に係る補助金が2,710万円、固定資産売却収入が220万6,600円でございます。

一方、支出総額は3億7,723万2,733円で、内訳は建設改良費が2億5,713万5,797円、水道メーター等の固定資産購入費が540万8,428円、企業債償還金が1億1,332万

4, 872円、国庫補助金仕入れに係る消費税相当額返還金が136万3,636円でございます。

なお、資本的収入において不足した1億9,772万6,133円につきましては、当年度分損益勘定留保資金1億2,082万1,939円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,946万2,788円並びに建設改良積立金5,744万1,406円で補填いたしました。

引き続き、安全、安心な水を供給できるよう維持管理に努めるとともに、経費節減等により効率的な事業経営を図ってまいります。

次に、認定第7号 令和5年度玉村町下水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。まず、収益的収入及び支出でございます。収入総額は7億9,888万166円で、内訳は下水道使用料等の営業収益が3億5,098万4,100円、一般会計繰入金等の営業外収益が4億4,789万6,066円でございます。

一方、支出総額は7億4,643万9,642円で、内訳は営業費用が6億4,977万9,487円、企業債利子などの営業外費用が9,666万155円でございます。

次に、資本的収入及び支出についてでございます。収入総額は5億7,057万6,200円で、内訳は企業債が3億7,400万円、他会計補助金が5,531万7,000円、国及び県からの補助金が1億1,620万円、下水道事業受益者負担金が2,505万9,200円でございます。

一方、支出総額は8億8,126万9,869円で、内訳は管渠築造工事費等の建設改良費が4億715万7,456円、企業債償還金が4億7,411万2,413円でございます。

なお、資本的収入において不足した3億1,069万3,669円につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,741万8,236円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額876万2,679円、当年度分損益勘定留保資金2億4,934万6,388円及び減債積立金3,516万6,366円で補填いたしました。

今後も計画的に整備を進め、収入の確保に努めるとともに、効率的な事業運営を図ってまいります。

以上が、令和5年度の一般会計をはじめ、特別会計の歳入歳出決算の概要でございますが、去る7月11日から8月1日までの間、監査委員さんに審査をしていただき、その審査意見書が提出されておりますので、監査委員さんの意見書を付して、議会に提出いたします。

また、決算の詳しい内容につきましては、決算書並びに決算における主要事業と成果等の説明書を御覧いただきたいと思います。ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明を終了いたします。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。10時10分から再開いたします。

午前9時54分休憩

午前10時10分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 認定第1号 令和5年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 令和5年度玉村町下水道事業会計決算認定についてまで監査委員の審査意見が付されております。

監査委員の審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君登壇〕

◇総務課長（齋藤善彦君） それでは、令和5年度玉村町一般会計・特別会計・公営企業会計歳入歳出決算及び基金運用状況についての監査委員の審査意見書について朗読させていただきます。

2ページをお開きください。第1、審査の対象、第2、審査の期間、第3、審査の方法、こちらは記載のとおりですので、割愛させていただきます。

3ページをお開きください。中頃、第4、審査の結果です。こちら3ページから19ページ上段まで記載のとおりですので、割愛させていただきます。

次に、19ページ中段、第5、審査の意見です。1、総括意見、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び財産の取得、管理、処分並びに基金の運用状況については、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証した結果、その計数は正確であり、予算の執行または事業の経営はおおむね適正かつ効率的に行われていると認められた。

なお、提出された各審査調書に関する審査の結果及び意見は以下のとおりである。

（1）、前年度指摘事項の措置状況。令和5年度に実施した定期監査、随時監査、例月出納検査、財政援助団体等監査、決算審査の際の意見や指摘事項に対し必要な措置が講じられたかどうかについて、提出された令和5年度措置状況調書により確認した結果、おおむね適切な措置が講じられているものと認められた。

（2）、主要事業と成果等。令和5年度決算における主要事業と成果等については、提出された説明資料に基づき、各課担当者より説明を求めた結果、実施された主要事業はおおむね適切に実施されており、一定の成果を上げていると認められた。

今後とも最小の経費で最大の成果が得られるよう、合理的かつ効果的な事業運営に取り組まれない。

（3）、委託業務及び工事施工状況、負担金の根拠、財産の管理。契約金額が50万円以上の委託業務や契約金額が130万円以上の工事の施工状況、各種負担金の根拠、財産（土地・建物）の取得、処分や貸付け、借入れの状況等については、提出された令和5年度玉村町歳入歳出決算審査調書に基づき確認した結果、委託業務や工事の契約内容、施工時期及び財産の管理等の状況はおおむね適切であると認められた。

法令外負担金についても、おおむね適正な支出であると認められた。今後も負担金額の算出根拠や

支出先の団体の活動を把握し、例年どおりの支出でなく、その必要性を検討されたい。

(4)、補助金及び交付金。各種団体の補助金等による事業の実施状況については、提出された令和5年度決算補助金等実績報告書に基づき確認を行った。

その結果、各種団体等の事業実施状況はおおむね良好であり、補助金の必要性、有効性、支出の時期及び額等はおおむね適切であると認められた。

(5)、歳入と歳出の確認。歳入については、提出された令和5年度玉村町歳入歳出決算書等に基づき、予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、不納欠損額等について確認した結果、一部の収入未済額を除き、おおむね適切に処理されていると認められた。

収入未済額のうち、放課後児童クラブ使用料の前年度決算時は1万5,000円であったが、決算年度時では収入未済額が71万3,000円と増加してしまった。現在、町と委託事業者で協議しながら、未済となっている使用料の徴収を進めているとのことであった。また、玉村町放課後児童クラブ事業運営委託要綱第6条第2項では、委託事業者は第1項の規定により使用料を徴収した場合は速やかに町に納めるものとなっているが、委託事業者は町への使用料収入に遅れが生じていることも認められた。今後も収入未済額縮減の取組強化に努められたい。

不納欠損処分状況等については、令和6年6月27日に随時監査を実施し、不納欠損処分に至るまでの徴収努力並びに事務処理について、おおむね適正に実施されていることを確認した。

歳出については、提出された令和5年度玉村町歳入歳出決算書等に基づき、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額等について確認した結果、おおむね適切に執行されていると認められた。

不用額については、主な要因は節内における累計残や予算時の見積額に対する入札等の差金によるものであり、やむを得ないものと認められた。

2、財政分析。実質収支比率6.7%については、前年度11.7%を5ポイント下回り、財政力指数0.75は前年度0.74%を0.01ポイント上回ったほか、公債費負担比率9.0%については前年度9.2%を0.2ポイント下回り改善が見られた。経常収支比率97.4%については、昨年度に比べ10.7ポイント上回った。経常収支比率については、近年改善傾向が続いていたが、今回大きく上昇した要因として、法人町民税、地方交付税及び臨時財政対策債の減少等による経常一般財源収入額の減少をはじめ、一部補助金の翌年度交付や学校給食費の無償化、ふるさと寄附金の減少等による経常経費充当一般財源の増加などが挙げられた。地方交付税の減少や一部補助金の翌年度交付は一時的な要因であるため、次年度以降は改善傾向を見込んでいるとのことであった。

今後も引き続き、健全な財政運営に向けた取組に当たられることを要望する。

3、一般会計。前半部分については記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

21ページの中段を御覧ください。令和5年度一般会計決算については、おおむね妥当であると認められる。町は、新型コロナウイルス感染症対策の感染症法上の位置づけが5類相当へ変更され、コロナ禍以前の状況に戻りつつも、エネルギーや原材料、食料費等の高騰により物価上昇の影響を受け

る中、町政運営に日々取り組んでいるところである。少子高齢化や人口減少、デフレ型経済から新たな成長型経済への移行等、町を取り巻く環境が大きく変化している中、町民の暮らしと地域経済を守り、町の発展を継続するためにも、引き続き財政健全化への取組を堅持し、持続可能な財政基盤を確立することが重要であると考え。物価高騰など、直面する課題に対して引き続き全力で対応するとともに、今後も玉村町の発展と町民福祉の向上に向けた施策についても、積極的に取り組まれるよう期待する。

4、特別会計。こちら各特別会計それぞれ前半部分は記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

(1)、国民健康保険特別会計。令和5年度国民健康保険特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。国民健康保険事業は、社会保険への加入要件の緩和等により、保険加入者数は減少しているものの、医療の高度化に伴い、1人当たりの診療費は増加傾向にある。今後も財政運営の責任を担う群馬県と連携を図りながら、安定的かつ効率的な国民健康保険事業の運営に取り組まれない。

(2)、後期高齢者医療特別会計。令和5年度後期高齢者医療特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。後期高齢者医療保険の年間平均被保険者数は年々増加しており、令和5年度は前年度に比べ283人増加(6.6%増)した。高齢化の進行に伴い、今後も医療費の増加が見込まれることから、適正な保険給付に努め、引き続き安定的な後期高齢者医療保険事業の運営に取り組まれない。

(3)、介護保険特別会計。令和5年度介護保険特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。高齢社会の進行に伴い、要支援、要介護認定者の増加と、それに伴う介護サービスの需要はより一層高まることが予想される。引き続き、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく自立して生活できるよう、健全な介護保険事業の運営に努められたい。

(4)、介護予防サービス事業特別会計。令和5年度介護予防サービス事業特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。引き続き、適切な介護予防サービス事業の運営に取り組まれない。

23ページになります。5、基金の運用状況等です。公有財産、物品、基金の管理及び運用状況については、財産に関する調書及び公有財産台帳、基金残高表、預貯金残高証明書、出資証券、その他基金の運用状況等に関する資料に基づいて審査した結果、その運用状況を示す書類、計数等は正確であり、おおむね妥当であると認められた。引き続き、適切な管理、運営に取り組まれない。

24ページを御覧ください。令和5年度玉村町水道事業会計決算審査結果及び意見です。1、審査の対象から25ページの7、審査結果までは記載のとおりですので、割愛させていただきます。

8、審査意見です。令和5年度水道事業会計決算については、おおむね妥当であると認められる。有収率については89.5%で、前年度90.1%に比べ0.6ポイント下降した。収益の向上と水

の安定供給のため、今後もさらなる有収率の向上に努められたい。

水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴い料金収入の減収が見込まれる一方、施設の老朽化に対応するための更新費用の増加が見込まれるなど厳しさを増している。よって、将来にわたって安定的に水道事業を継続していけるよう、次年度以降の水道料金改定の検討に当たっては、説明責任を果たすべく計画的かつ慎重に進めるとともに、玉村町水道事業経営戦略に基づいた取組を着実にを行い、引き続き健全経営に努められたい。

26ページを御覧ください。令和5年度玉村町下水道事業会計決算審査結果及び意見です。1、審査の対象から27ページの7、審査結果までは記載のとおりですので、割愛させていただきます。

8、審査意見です。令和5年度下水道事業会計決算については、おおむね妥当であると認められる。下水道事業は、公衆衛生の向上と生活環境の改善及び水質の保全という町民生活を支える重要なライフラインの1つである。一方、下水道整備の普及、促進とともに、人口減少に伴う使用料収入の減収や今後の施設の更新などの課題に直面しつつあり、経営環境は厳しさを増している。

また、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金については、強制徴収公債権であるゆえ、税金の滞納処分等の例により徴収できる債権であることから、差押え等の強制執行を視野に入れたさらなる滞納整理の取組強化について、しっかりとした目標を立てるなど研究の上、実施されたい。

以上、将来にわたって安定的かつ持続的に下水道事業を継続していけるよう、今後の下水道使用料改定の検討に当たっては、説明責任を果たすべく計画的かつ慎重に進めるとともに、玉村町下水道事業経営戦略に基づいた取組を着実にを行い、引き続き健全経営に努められたい。

次の28ページ以降については、各会計に関する付表となっております。

以上で、監査委員による審査意見書の朗読を終了させていただきます。

◇議長（石内國雄君） 以上で、監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。

議員各位に申し上げます。決算審査に先立っての総括質疑は、議会運営に関する基準（先例）の附則1の規定により、予算・決算特別委員会に付託される議案の総括質疑は款項の範囲で行うと定められております。したがって、総括質疑は款項の範囲でお願いいたします。

それでは、これより令和5年度の各会計の歳入歳出決算認定に係る総括質疑を議案ごとに行います。

日程第10、認定第1号 令和5年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 31ページ、一般会計の収入の状況のところ、令和5年度が収入未済額、非常に伸びているというか、収入未済額が高くなっておりまして、2億5,000万円ほどの収入未済額がありますが、この背景、どうしてこのようになっているのかという説明をお願いします。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 一般会計の収入率が下がっているということによろしいでしょうか。こちらにつきましては、令和6年度への繰越明許における国、県支出金の未収入特定財源の増が大きな要因となっております。主なものにつきましては、低所得世帯への給付金や水道料金の減免、そちらが繰り越しになっております。こちらにつきましては、社会福祉費のほうの住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金や子育て世帯への加算給付、あと先ほども申しましたとおり、水道の基本料金の減免のための予算を翌年度等に繰り越した関係が主な要因であります。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） コロナ禍が過ぎて、通常に経済も戻ってきたかと思いますが、その経済的な背景のものはどのように捉えていますか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 経済的な背景につきましては、税収ですけれども、法人町民税がかなり下がりましたが、ほかの税については微増というような形になっております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和5年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第11、認定第2号 令和5年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和5年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第12、認定第3号 令和5年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和5年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第13、認定第4号 令和5年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） では、質問させていただきます。

介護保険といいますと、高齢化に伴って上昇傾向があるのですが、令和5年度に限って言えば例年並みというより、若干支出が減っているということなのですが、その理由についてはどうに考えていますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

令和5年度は、町長の提案説明にもありましたけれども、昨年度よりも主に給付費が下がりました。これは、コロナ禍の利用控えというのも以前にはあったのですが、令和5年度に関してはそれほど利用控えということはあまりなかったのかなと思います。それなので、健康福祉課の高齢政策係で行っている介護予防事業、こちらのほうの成果が出てきているのではないかとというようなところで考えております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 分かりました。でも、これから我々が後期高齢者になっていくと考えると、当然上がっていくというふうに見ているのです。そういう考えでよろしいですか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

高齢化が急激に今後進んでいくというような推計も出ていますので、これから先も給付費は伸びるであろうとは思っております。ただ、それをどこまで給付費の伸びを抑えていくかというのが、これ

から取り組んでいく内容の中心になっていくのかなと思っております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） では、介護保険特別会計、決算書464ページの款項の項の基金積立金についてでございます。

この項の基金積立金、5年度決算におきましては予算現額が1億5,012万1,000円に対しまして、支出済額が1億5,003万1,941円ということで、3、4、5年度の8期につきましては、大体決算状況を見ていきますと、1億円を超える基金の積立金が発生しておりまして、今回第9期の6年度を迎えまして、基金をこれだけ積むことができた要因と、現在の基金の積立金額を教えてくださいませんか、まず1つ。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

8期計画中の積立てに関しては、やはり8期計画を策定する際の給付費の見込みよりも思いのほか給付費が伸びなかったというところです。それは、先ほど申し上げましたように、令和3年くらいまではコロナ禍の利用控えというものがあつたのかもしれませんが。給付費がそれほど伸びなかったという理由については。しかし、4年度、5年度の伸びについては介護予防事業の成果というところで見えております。そうしたところで黒字が続いておりましたので、3年間で1億円、1億円、今回1億5,000万円というところなのですけれども、基金に回しまして、9期以降、また10期以降、これから高齢化が進む中でうまく運用できるように積み立てられるときに積み立てておいて、それを今後取り崩して介護保険を運営していこうというような考えになります。現在の保有額は3月末で7億円ということになっております。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） この1か月以内に、5年の所得を踏まえた6年度の介護保険料の額が各個人に通知されました。私は、全13段階中11段階でございまして、年金天引きですけれども、結果的に非常に高い額でありまして、これは応能負担ということでやむを得ないのですけれども、やはり第5段階の基準額を今回6年度は5,984円に、前年度の6,670円から700円以上引き上げたことによって、13段階中11段階でも第8期に比べれば下がったと思いますけれども、先ほど基金が第8期で7億円くらい積み終わったというふうなことを言うておりますけれども、6年度で3億円くらい取り崩したというふう聞いておりますけれども、8期までで積み立てた基金を取り崩す額は適当な額だったのですか、もっと取り崩すことはできませんでしたか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） 取り崩す額は3億円が適切であると判断しました。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和5年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第14、認定第5号 令和5年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和5年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第15、認定第6号 令和5年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和5年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第16、認定第7号 令和5年度玉村町下水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

7番 備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 下水道事業会計の中の収入未済額について伺います。

ほぼ90%の収入率ということで、ちょっとこれは収入未済額が高いかなと思うのですが、この背景、どんなものがあるのか、説明をお願いします。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） お答えいたします。

水道、下水道、こちらにつきましては料金が入る時期が決算の時期と少し異なりますので、これから3月分までの料金関係が入りますので、結果的には九十七、八%になる見込みです。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） それと、収納率を上げる方法として、口座の引き落としということが全ての町民にはまだなっていないというところがあると思うのですが、そういうものを進めるといっても収納率を上げるということで可能かと思いますが、その辺はどのように思いますか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） お答えします。

議員のおっしゃるとおり、いろいろな支払い方法、こちらにつきましては口座引き落としだけではなく、今コンビニの収納、また今進んでいますのがQR決済、そういった電子決済、こういったこともいろいろと進んでおります。それですので、これまでいろいろとお越しいただいて、納付書で納めていただいた方々にとっても大変有利になってきておりますので、収納率の向上につながるのではないかと期待をしております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和5年度玉村町下水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

これもちまして、7会計に係る総括質疑を終了いたします。



○決算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（石内國雄君） お諮りいたします。

日程第10、認定第1号 令和5年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第16、認定第7号 令和5年度玉村町下水道事業会計決算認定についてまでの7議案につきましては、議会運営に関する基準（先例）第47条に基づき、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で

構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、認定第1号から日程第16、認定第7号までの7議案については、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を決算特別委員会委員に選任することに決しました。



○日程第17 報告第6号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

○日程第18 報告第7号 令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告について

◇議長（石内國雄君） 日程第17、報告第6号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第18、報告第7号 令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告についてが提出されました。

これより2件の報告を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 報告第6号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標を報告するものです。

まず、実質赤字比率につきましては、一般会計において赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

また、連結実質赤字比率についても、各会計いずれも赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率であります。これは過去3年間の平均値で算出するものでございます。令和3年度から令和5年度までの平均値は、元利償還金の減少や標準財政規模の増加等により、前年度

と比較して0.4ポイント改善し、3.1%となりました。国で定めた早期健全化基準は25.0%となっており、これを下回り、クリアしております。

最後に、将来負担比率ですが、地方債現在高などの将来負担額を基金などの充当可能財源が上回ったため、前年度と同様に数値は算定されませんでした。

なお、今回報告いたします健全化判断比率につきましては、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その審査意見書を付して報告させていただきます。

次に、報告第7号 令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するものでございます。

資金不足比率につきましては、水道事業会計、下水道事業会計ともに黒字決算であり、資金不足が生じていないため、いずれの会計も数値は算定されませんでした。この資金不足比率につきましても、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その意見書を付して報告させていただきます。

◇議長（石内國雄君） 以上で日程第17、報告第6号及び日程第18、報告第7号の2件の報告を終了いたします。

日程第17、報告第6号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第18、報告第7号 令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告については監査委員の審査意見が付されております。

監査委員の審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君登壇〕

◇総務課長（齋藤善彦君） それでは、報告第6号、7号のそれぞれ後ろに付されている監査委員の審査意見書を御覧ください。それでは、朗読させていただきます。

初めに、令和5年度財政健全化審査意見書です。1、審査の概要、2、審査期間については記載のとおりですので、割愛させていただきます。

3、審査の結果です。（1）、総合意見。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（2）、個別意見。①、実質赤字比率について。令和5年度は実質赤字額がなく、実質赤字比率は算定されず、早期健全化基準の13.74%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

②、連結実質赤字比率について。令和5年度は全ての会計が黒字で連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率は算定されず、早期健全化基準の18.74%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

③、実質公債費比率について。令和5年度の実質公債費比率は3.1%となり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

④、将来負担比率について。令和5年度の将来負担比率は算定されず、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

次は、水道事業会計及び下水道事業会計の経営健全化審査意見書となります。こちらも両事業会計とも1、審査の概要、2、審査期間については記載のとおりですので、割愛させていただきます。

それでは、初めに水道事業会計経営健全化審査意見書です。3、審査の結果です。(1)、総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。水道事業は、事業の規模4億8,156万3,000円(前年度4億8,341万6,000円)、流動負債8,389万7,000円(前年度7,902万3,000円)、流動資産8億8,321万7,000円(前年度8億6,206万1,000円)、剰余額7億9,932万円(前年度7億8,303万8,000円)、標準財政規模比9.9%(前年度10.1%)である。したがって、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準の20.00%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

続きまして、下水道事業経営健全化審査意見書です。3、審査の結果です。(1)、総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。下水道事業は、事業の規模3億2,143万5,000円(前年度3億1,174万2,000円)、流動負債7,594万4,000円(前年度8,194万3,000円)、流動資産1億7,781万7,000円(前年度1億9,272万4,000円)、剰余額1億187万3,000円(前年度1億1,078万1,000円)、標準財政規模比1.3%(前年度1.4%)である。したがって、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準の20.00%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

以上で、監査委員の審査意見書の朗読を終了させていただきます。

◇議長(石内國雄君) 以上で監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。



○日程第19 議案第43号 令和5年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について

○日程第20 議案第44号 令和5年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分について

◇議長(石内國雄君) 日程第19、議案第43号 令和5年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について及び日程第20、議案第44号 令和5年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分についての2議案を一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第19、議案第43号及び日程第20、議案第44号の2議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第43号 令和5年度玉村町水道事業会計剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和5年度水道事業会計決算の結果、発生した利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

前年度1年間の営業活動の結果として、損益取引から生じた純利益は7,372万4,304円ありますが、これは経理上、未処分利益剰余金に位置づけられるものでございます。また、建設改良積立金の取崩しにより生じた5,744万1,406円を加えますと、未処分利益剰余金の合計額は1億3,116万5,710円でございます。

内容につきましては、別紙、剰余金処分計算書（案）のとおり処分させていただくもので、企業債償還に充てるための減債積立金として1,000万円、欠損金を埋めるための利益積立金として1,000万円、建設改良積立金として5,372万4,304円をそれぞれ積み立て、資本金として5,744万1,406円を組み入れるものでございます。

次に、議案第44号 令和5年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和5年度下水道事業会計決算の結果、発生した利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

前年度1年間の営業活動の結果として、損益取引から生じた純利益は3,230万6,600円ありますが、これは経理上、未処分利益剰余金に位置づけられるものでございます。また、減債積立金の取崩しにより生じた3,516万6,366円を加えますと、未処分利益剰余金の合計額は6,747万2,966円でございます。

内容につきましては、別紙剰余金処分計算書（案）のとおり処分させていただくもので、企業債償還に充てるための減債積立金として3,230万6,600円を積み立て、資本金として3,516万6,366円を組み入れるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第19、議案第43号 令和5年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について、これより本案

に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第44号 令和5年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第21 議案第45号 玉村町行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第21、議案第45号 玉村町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 石川眞男君登壇]

◇町長（石川眞男君） 議案第45号 玉村町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、基幹業務の標準準拠システムへの移行に伴い、地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に規定する住登外者宛名番号管理機能、いわゆる玉村町に住民票を持たない人に対し、独自の宛名番号を付番する機能を実装予定の団体については、条例にその旨を記載するようデジタル庁より通知がありました。当町におきましては、番号法に定められていない個人番号の独自利用事務としましては、玉村町福祉医療費支給に関する条例による医療費の助成に関する事務を当条例の別表2において規定し、個人番号の情報連携を行っておりますが、その表中へ当該文言を追加するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了しました。

これより本案に対する質疑を求めます。

3番松本幸喜議員。

[3番 松本幸喜君発言]

◇3番（松本幸喜君） この条例の改正によって、マイナンバーカードの関係になるかと思うのですが、具体的にはどのようなことを想定されているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

[企画課長 関根伸行君発言]

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

この改正によりということなのですが、玉村町ではマイナンバーの利用について、通常であれば法律で認められた事務に関してマイナンバーの情報連携ができるのですが、玉村町ではマイナンバーの独自利用ということで、福祉医療の助成に関する事務がマイナンバーの独自利用事務として該当するのですが、簡潔に申し上げますと、福祉医療費の支給に関する事務を行うに当たりまして、この文言を入れないと今回の住登外者宛名番号管理機能が使えないということになってし

まいりますので、この文言を入れまして、マイナンバーの独自利用事務ができるようにするというものでございます。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） そうしますと、マイナンバーを町独自に限定された形で利用可能にすることで補助金の申請ですとか交付ですとかということが、マイナンバーを通してできるようになるというような理解でよろしいのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えします。

補助金の申請とかというよりも、住登外者の宛名番号管理機能のシステムが、今回の自治体情報システムの標準化、共通化の中でこのシステムを組み込んでいくわけなのですが、住登外者の宛名番号管理機能といいますのは、通常業務で扱う個人につきましては住民登録者と住登外の登録者から成る宛名として管理されております。会社も同様なのですが、本来住民であれば、届出により必ず住民登録がされるのですが、例えば玉村町に土地や建物があって、町外に住んでいる人、あるいは玉村町に住んでいたけれども、町外へ転出した人などにつきましては、住民登録が町にないということになりますので、これまでは住登外登録として各自治体が独自のシステムで住登外者の管理をしていたわけなのですが、今回自治体情報システムの標準化、共通化として住登外者宛名番号管理機能というものが実装される、組み込まれることになりますけれども、これにより各自治体間で情報連携が可能になるというシステムなのですが、また転入の場合でも前年度の所得照会などで情報連携が可能ということでもあります。これを各自治体が統一して連携できるようにすることによって、マイナンバーの情報連携が可能になるというものでございます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 2 2 議案第 4 6 号 玉村町税条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 2 2、議案第 4 6 号 玉村町税条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 4 6 号 玉村町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、公益信託制度改革による新たな公益信託制度を創設するための公益信託に関する法律が令和 6 年 5 月 2 2 日に公布されたこと、及び令和 6 年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、個人住民税の特例措置を講ずるための地方税法の一部を改正する法律が令和 6 年 2 月 2 1 日に公布されたことに伴い、地方税法の改正に合わせ、玉村町税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容といたしましては、新たな公益信託制度の創設に伴い、寄附金税額控除の対象に公益信託の信託事務に関連する寄附金を追加するもの、令和 6 年能登半島地震災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和 6 年度分の個人住民税（令和 5 年分所得）において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けるものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了しました。

これより本案に対する質疑を求めます。

3 番松本幸喜議員。

〔3 番 松本幸喜君発言〕

◇3 番（松本幸喜君） 寄附金税額控除というところなのですけれども、これをもうちょっと具体的に説明をいただきたいのですけれども、よろしくお願いします。

◇議長（石内國雄君） 税務課長。

〔税務課長 貫井利行君発言〕

◇税務課長（貫井利行君） お答えいたします。

こちらの寄附金税額控除というのは、先ほど町長からも説明がありましたとおり、公益信託制度に伴うものでありまして、こちらの公益信託制度の信託事務に関して寄附金税額控除を行うというもの

となっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） この寄附を行うと、税額控除だとか、そういうことがされるということなのですか。

◇議長（石内國雄君） 税務課長。

〔税務課長 貫井利行君発言〕

◇税務課長（貫井利行君） おっしゃるとおりでございます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第23 議案第47号 玉村町教育振興基金条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第23、議案第47号 玉村町教育振興基金条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第47号 玉村町教育振興基金条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、読書の推進に関する運動のため、頂いた寄附金を活用するに当たり、それを積み立てる玉村町教育振興基金条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、この基金を学校教育振興の財源に充てるというものから、頂いたご寄附を図書館活動などにも幅広く活用させていただくため、教育振興の財源に充てると改正するものです。また、今回の改正に併せて、一部条文の文言及び規定等を整理しております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

7番備前島久仁子議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

◇7番（備前島久仁子君） 学校という文言を取ることによって、幅広く使えるということだと思えますけれども、学校だけではなくて、図書館でということでありましたけれども、赤ちゃんが生まれてブックスタートで小さい子供たちに本をプレゼントする、そういうものにも使っていくことになっていくのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 畑中哲哉君発言]

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

そういうことも可能になるということでございます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

3番松本幸喜議員。

[3番 松本幸喜君発言]

◇3番（松本幸喜君） 寄附を頂くときに、ある程度こういう目的で、学校図書でというような寄附者の意向というか、目的がある程度制限されたところで頂いている寄附ではないかと思うのですが、そういう要件に変えることによって、ある程度行政側の使い勝手がいいようにするというようなことになると思うのです。その辺の了解をちゃんと取れるような形になっているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 畑中哲哉君発言]

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

学校図書への寄附に使ってください、図書館のほうで使ってくださいというのは、財政係できっちり分けて管理をして、まざり合わないようにしていただいております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第24 議案第48号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第24、議案第48号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第48号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和6年12月2日以降、被保険者保険証が廃止されることで、医療機関等における受診時の確認方法として、資格確認書での確認方法が追加されるほか、マイナンバーを保険証として利用することに関連した文言等の改正を行うものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） マイナンバーカードなのですが、普及率といいますか、それはどのくらいあるのか。それと、高齢者であって、マイナンバーカードの取得が困難な方、または障害があるとか、ひきこもりのある方ですとか、そういったところの対応がいろいろ難しくなるのではないかと、思うのです。そういったマイナンバーカードがない場合、福祉医療費を支給しないというような条例

になるわけですから、その辺の対応というのはどのように考えているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 住民課長。

〔住民課長 丸山智志君発言〕

◇住民課長（丸山智志君） お答えいたします。

マイナンバーカードの普及率につきましては、約8割弱、まだ8割は行っていませんけれども、79%くらいだと思います。あとは、老人等とかでマイナンバーを取得できないような人、そういう方につきましては保険の関係につきましては別に資格確認書というものが発行されますので、それをお持ちいただければ、それが保険証の代わりになりますので、それと福祉医療の受給者証を提示していただければ、自己負担分については無料になるという形になっていますので、その辺は大丈夫かと思っております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第25 議案第49号 玉村町水道事業給水条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第25、議案第49号 玉村町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第49号 玉村町水道事業給水条例の一部改正についてご説明申し上げ

ます。

水道料金につきましては、平成17年に料金改定を実施し、今日まで料金を据え置いて経営してまいりました。これまで経営安定を図るために、民間への業務委託や職員数削減、工事費の見直しなどで経費削減を進めてまいりました。しかしながら、給水人口の減少等により水道料金収入が減少するとともに、老朽化が進む管路や施設を計画的に更新する必要が生じ、特に浄水場更新については耐震化も含めて多額な事業費が見込まれており、喫緊の課題となっております。

令和3年3月に策定いたしました玉村町水道事業経営戦略においても、現行の水道料金では支出が収入を上回り、赤字経営に陥るとの試算が報告され、改定が必要であることが明記されております。将来にわたって安定した経営を継続するため、このたび水道料金を値上げさせていただくこととなりました。

については、条例で規定する料金体系の改正をすることになりますが、主要な変更点ですが、これまでの料金体系では基本料金について、使用する水道メーターの口径にかかわらず金額が一律となっていたものを、口径の大きさにより基本料金を設定いたしました。なお、超過料金については、これまでと同様、口径にかかわらず一律の金額を設定させていただきました。金額等、詳細につきましては議案書のとおりとなります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 今回20%の値上げになるわけなのですが、今後のスケジュールです。値上げはこれとどまることではなくて、今後のスケジュールをお示しいただけるとありがたいです。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 今後のスケジュールについてです。

実は、水道料金、こちらの改正につきましてはこれまでいろいろな検討を行った結果、昨年度将来的には70%程度の改正が必要だということからスタートしてございます。ただし、急激な値上げは現在の物価高騰、そういったことも含めまして利用していく皆さんの負担が大きいということで、まず初めに20%ということでスタートを行いたいと思います。周期につきましては、4年ごとに見直しを行っていきいたいというふうに考えてございます。主に割合につきましては、4月から5月にかけて行った利用者の皆様のパブリックコメントの中の資料にございますように、次は、4年後の約35%というような、また大きな数値となるわけですが、それまでの期間、浄水場の更新ですとか、それから今の運営を含めまして、いろいろな価格の精査をその都度、その都度行う予定でござ

ございますので、現在のところの予定は4年後の35%というふうに想定してございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 1年前にも値上げのお知らせがあつて、住民に丁寧に説明するというふうなお話があつたかと思うのですが、住民にどのような説明がなされて、どのような意見があつたのかということをお聞かせいただけたらと思います。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） お答えします。

まず、水道料金改定につきましては、水道事業及び下水道事業運営審議会といった運営審議会がございまして、こちらは、水道、下水道の大きく変わる内容につきまして、構成員10名の方が審議を行うということになっておりますが、その中には一般公募で参加していただいている委員さんもいらっしゃいます。そちらが、令和5年3月にまず第1回ということで、町長から今の水道料金について諮問したところですが、時を経まして、2回、3回とやっていく中で、やはり運営審議会の中から出たテーマとしましては、今議員がおっしゃったとおり、利用者の方への説明、こちらは必ず重点的に行ってくださいと。

一方で、価格設定に皆様のご意見を取り入れていくというよりは、やはりこれから水道事業がどうあるべきか、これについての試算を行いました。まず、1番の使命であります安心、安全な供給、これを行わなければいけない。これには、玉村町の特性であります水道のつくり方、また地震、浸水、人口減少、節水に関わる有収水量の減少、この辺を全てパブリックコメントの中、または昨年中に広報に、現在の玉村町の水道はこのようであるということをお示ししました。おかげさまでそういったパブリックコメントで意見を聴取したところ、特に利用者の方々から料金の改定についての問合せは今ございません。そのことによって、利用者の皆様におおむねご理解をいただいているというふうに感じております。こちらのパブリックコメントの内容につきましては、現在もホームページで公開しておりますので、また次のステップでいろいろなご意見が出てくる可能性はございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） いろいろな審議がなされていて、パブリックコメントもされた。審議会の中に純粋な住民が何人いるのかということもあるのですが、いろいろな方とお話をしていると、自分から情報を取りにいかないということもあるのですが、パブリックコメントがなされて

いたということも知らなかったと。段階的に70%まで上がるという新聞報道を見てちょっとびっくりしたというようなお話もありまして、その後35%の値上げというのはかなり急激に上がるというのもあるので、住民説明会をしたりとか、皆様の意見を幅広く聞くような考えを町では持っているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 料金改定、こちらにつきましては平成17年というところで約30年間据え置いてまいりました。

その間にはいろいろと、職員の削減ですとか、経費に伴う費用を抑えつつということもございました。ただし、一方で浄水場、それから管路、こちらの老朽化につきましてはかなり先送りして、改修を控えていた部分もございます。そういったことが積み上がったせいということではございませんが、やはりこれからの水道料金の在り方というのは、使用料で賄うということが根本的でありますので、そういった次のステップまでの4年後のことを、さらに皆さんが承知されていなかったという意見がございましたら、そういったところを随時発信していきたいというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 今回の料金の値上げが約20%ということなのですが、基本料金を口径別に変えたということと、それから超過料金の単価を上げたこと、こういうことが2本柱だと思いますけれども、20%アップの中で基本料金を上げたことによるアップはどのくらいあるのですか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） お答えします。

今ご質問にあったとおり、基本料金、それから超過料金といっています従量料金、こちらが水道料金の2本立てとなります。これまで口径にかかわらず、一律で基本料金を設定してございました。いろいろな方法があります。まずは、従量料金で多く使われる方に対して負担をしていただくという方法もございます。ただ、これについては主に企業、大きく水を使う方のご負担がかなり増えてしまうというところ。それに対しまして、基本料金を上げることによって、まず1番には使用する水量にかかわらず、安定した収入が見込めるというところなんです。ただし、一般家庭向けの13ミリ、20ミリ、こちらにつきましては上げ幅を少し抑えておりますので、そういったところで安定した料金収入と、それから通常使われる一般家庭向けの方にはなるべく負担をかけないようにというふうな工夫をしています。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） もちろんそれは分かっているのだけれども、例えば基本料金を上げました。それで、例えば100ミリ以上だったら3万1,195円とあるのだけれども、そのことによる増がどのくらいあるのですかということを知りました。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 失礼いたしました。

口径につきましては、やはり13ミリ、20ミリ、こちらがほぼ8割から9割程度、一般向けが多いのだけれども、大きな口径100ミリについては1件程度ということですので、この大きい口径に対しての料金収入、これについてはそれほど高額な収入を見込んでおりません。

〔「どのくらいの金額が上がるかという差額は」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 差額についてですが、今まで1,540円だったものが3万幾らになるということで、100ミリですと約3万円、それからそのほか口径につきましては、数が数十戸でありますので、おおむね数十万円からになるという試算です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） そうすると、この効果というのはほとんどないのですか。ということは、これからさらに値上げを続けるということの中では、超過料金、それを増やすという流れになっていくのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 従量料金、こちらについての割合を変えていくということが重要になるかと思えます。ただし、先ほど申し上げたとおり、基本料金、これについては安定した収入を得るためでございますので、今回の値上げにつきましてはこの程度でございましたが、そういったバランスを取りながら、基本料金がもう少し割合的に上がる可能性は十分ございます。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 水道料金の改定ということで、平成17年以来の大きな改定で、70%まで段階的に引き上げていくということで、今回この条例では中身の濃いところがございます。事前に役場のほうから資料を頂いている中で、新浄水場建設に当たりまして今後25年間、令和9年度から令和33年度にかけて、総事業費が130億円程度となる。こういった大きな経費を賄うために特別会計が赤字にならないように、この水道会計は下水道と違って一般会計からの補助金はございませんか

ら、大変な料金アップをしなければいけないというところで、全協のときの役場の説明では、この大きな仕事をするに当たっては官民協働のPFI方式を取ることなく、同じく官民協働のPPPを取るというふうに言っていましたけれども、このPPPという手法は、その中にPFIと指定管理者制度を含むのがPPPなのです。だから、管理運営権というのは役場がきちんと持って、要するに水道事業を行う管理運営権を手放すことなく、おっしゃられたPPP手法を取って料金改定に臨もうとしているのですか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） PPPにつきまして、こちらについてはPFI、PPPといろいろと話がございます。

まず初めに、PFIとその中に含まれますPPPとの違いが、資金調達についての差がございます。PFIの資金調達については民が行うと。一方で、今現在、町が計画しておりますPPP方式、これについては資金調達を町で行うと。ここに大きな差があります。それには、当然費用的な効果があるわけですが、そういった効果を含めまして、これからの発注、それから契約、それから期間、これについての内容を今検討しているところでございます。そちらは、将来的に運営権、これについては必ず町で行っていくというところの前提であります。そうした中で、これからの25年、どのような内容とするのがベストな状態かということで、費用面と、それから維持管理面、こちらを今検討している段階でございます。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） これは大きな問題でして、フランス、イギリスにおきましては水道事業をEU経済圏の中で民間委託した結果……

◇議長（石内國雄君） 羽鳥議員、料金改定の話をしていきますので、今後の話とか、それはまた一般質問になると思うので。

◇1番（羽鳥光博君） では、議長、そのようにさせてもらって、最後に2問目は行きます。1本質問させてください。

◇議長（石内國雄君） この関係の質問をしてください。

◇1番（羽鳥光博君） 料金改定の関係です。

料金改定の関係で、7月から来年1月にかけて基本料金を減免しております。物価高対策の交付金を使って。これについては、来年4月の料金アップに向けて、残りの2月、3月に物価高対策交付金等を使って、基本料金の減免と住民への負担を軽減する、アップの前に軽減するという意味で、そういった手法を取る予定はございますか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 物価高騰によります基本料金減免事業につきましては、今年の7月から12月まで、料金の回数にしますと3回分の基本料金、こちらを減免するという事業です。ですので、来年4月からそういった料金が改正されますが、その後の減免事業、こちらについては現在計画がございません。

◇議長（石内國雄君） 羽鳥議員、今の質疑もどちらかというところの条例のことではない質疑ですので、これから気をつけてください。お願いします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第26 議案第50号 令和6年度玉村町一般会計補正予算（第4号）

○日程第27 議案第51号 令和6年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○日程第28 議案第52号 令和6年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○日程第29 議案第53号 令和6年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）

◇議長（石内國雄君） 日程第26、議案第50号 令和6年度玉村町一般会計補正予算（第4号）から日程第29、議案第53号 令和6年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）までの4議案を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第26、議案第50号から日程第29、議案第53号までの4議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第50号 令和6年度玉村町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1億8,047万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を130億1,849万1,000円とするものでございます。

初めに、歳出の主な補正内容でございますが、まず総務費では10月から郵便料金が一部値上げされることに伴い、不足が見込まれる郵便料を追加するほか、乗合タクシーたまりんからデマンドタクシーたまGOへの移行により、現行の高崎直行便が廃止されるため、タクシーを借り上げて高崎高等特別支援学校への代替輸送手段を確保するものでございます。また、新型コロナウイルスワクチン接種が今年度から定期接種となるため、健康情報システムを一部改修するほか、国の標準化、共通化に伴う戸籍附票システムの改修につきましては、一部年度内のシステム改修が必要になったため、当該改修費とクラウド化に必要なハードウェア整備費を計上するものでございます。

次に、民生費では、制度改正に伴う医療助成システムの改修や、利用者増による自立訓練事業費の増額のほか、保育所において故障した食器消毒保管機やデジタルピアノを入れ替えるものでございます。また、子育て支援業務をさらに充実させるため、子育て世代包括支援センターにおける会計年度任用職員の報酬等の追加やこども家庭センターにおける児童相談管理システムの改修を行うほか、緊急的に児童の保護等が必要となった場合に、町の判断で迅速な一時保護等の措置が取れるよう、町外の一時的保護施設への委託料を確保するものでございます。

次に、衛生費では、秋から始まる新型コロナウイルスワクチン接種に係る必要経費を計上するほか、利用者が増えている産後ケア事業の委託料を増額するものです。

次に、農林水産業費では、小規模農村整備事業として老朽化している角淵地区の用水路を改修するほか、地元区長等から要望が上がっている用水路のしゅんせつ工事やかさ上げ工事等を実施するものでございます。

次に、商工費では、町内に工場を新設した事業者に対する固定資産税相当額の企業誘致奨励金を追加するほか、土木費では地元区長からの要望等に対応するため、道路補修事業費や道路改良事業費、排水路の雑草除去委託料等を増額するとともに、公園等の遊具点検において指摘された危険箇所の修繕を行うものでございます。

次に、教育費では、老朽化等による小中学校の施設修繕や支障木の剪定、地域運動部活動を推進するためのコーディネーターの配置、コロナ禍が明けて地域のお祭りが再開されたことに伴う郷土芸能

保存活動費補助金の追加、重田家住宅主屋の壁修繕等を行うものでございます。また、図書館におきましては、頂いた寄附金を活用して図書推進に関する事業を行うほか、社会体育館では自動券売機の新紙幣対応、海洋センターでは適切な水質を管理、維持するため、ろ過循環装置のろ材交換を行うものでございます。

以上が、歳出の主な補正内容でございます。

次に、歳入でございますが、芝根小学校トイレ改修事業の補助裏分の地方債につきまして、当初予算では防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債を予定しておりましたが、国の基準が変更されたことにより、当該地方債が活用できなくなったため、学校教育施設等整備事業債に組み替えるものでございます。また、臨時財政対策債の起債額が確定したため予算に反映するとともに、併せて地方債の限度額を補正しております。その他、今回の補正に伴う財源としましては、補正各事業の執行に伴う国、県支出金をはじめ、寄附金、繰入金、諸収入及び前年度繰越金を予定しております。

なお、債務負担行為でございますが、標準化、共通化に係る戸籍附票システム改修について、その一部を今年度中に実施することになったため、債務負担行為を変更するほか、学校給食センターの学校給食調理業務等委託料について、本年度末の委託期間満了に伴い、新たに来年度以降の業者選定を行うため、債務負担行為を追加するものでございます。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。

次に、議案第51号 令和6年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億2,537万2,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳出について、産前産後保険税免除を実施するに当たり、国民健康保険情報データベースのシステム改修が必要になることから、改修費用の委託料19万8,000円を増額するものでございます。

歳入におきましては、繰越金の同額の19万8,000円を増額するものでございます。

次に、議案第52号 令和6年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に8,058万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億1,792万9,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では前年度繰越金から令和5年度精算に伴う国庫負担金等の返還金を計上するものでございます。また、一般会計繰入金の増額分及び過年度事業に係る返納金等を計上するものでございます。

次に、歳出では、国庫負担金等の令和5年度精算に伴う返還金として8,058万2,000円を追加するものでございます。

次に、議案第53号 令和6年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

ます。本案は、債務負担行為、ゼロ町債につきまして、今年度から来年度にかけて予定している水道料金改定に伴う料金システムの改修業務委託で、総額で99万円と定めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で、4議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第26、議案第50号 令和6年度玉村町一般会計補正予算（第4号）、これより本案に対する質疑を求めます。

12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） まず、歳入なのですが、17ページ、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債をマイナスにして、学校教育施設等整備事業債にしたということですが、実は昨年のちょうどこの時期の補正予算だったのですが、南中学校のトイレ改修だったと思います。学校教育施設等整備事業債よりも充当率や交付税措置率の高い防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に組替えをしたと、こういうことがありました。先ほど今回国のほうの方針の変更があったということですが、どういう変更がいつあって、こういう形になったのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） こちらにつきましては、昨年までは小学校、中学校、それだけで補助の対象になっていたのですが、国のほうの変更がありまして、今年度、小学校、中学校というだけでは対象になりません。芝根小学校ということでそもそも計画の中に実際の学校名が入っていないと、こちらの国土強靱化の事業債のほうが今年度使えないということで、今回組替えをさせていただいたような状況であります。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） それは、申請するときに最初から芝根小学校ということで入れることはできなかったのですか。それだけが理由でしたら。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 計画の中で、初めから小学校、中学校としか入れておりませんで、それで今まで補助の対象になっておりましたので、それが分かれば学校名のほうを入れられたのですけれども、すみません。今回は対象にならないということで、来年も芝根小学校、2か年にわたってトイレ改修を行うのですけれども、既にそちらのほうは来年度に向けて改正のほうはしておるのですけれども、ちょっと今回はこちらの起債を使えないということで、今回組替えをさせていただいたところでもあります。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） ちょっと残念な気はしますが、理解できました。続いてもう一点いいですか。

◇議長（石内國雄君） どうぞ、続けてください。3回目です。

◇12番（新井賢次君） それでは、歳出のほうなのですが、32ページ、小規模農村整備事業について伺います。

具体的に工事の内容と設計委託、この内容についてお聞きしたいのですが、もともとこれについて私が前に一般質問したかと思うのですが、今回の工事をするに至った原因についてどんなふうに判断しているかと、今考えているかということと、今回30メートルということで昨日説明を伺いましたが、今後この部分についてどんなお考えでいるか教えてください。3回目ということですから、もっと具体的な話をしたいのですが、町道の216号線かと思うのですが、今回この水路を直すことになった経緯が、この場所に大型のトラックがずっと長い間停車していて、水路が内側に10センチほど曲がってしまったと。それに伴って、それに面接する道路が10センチから15センチくらい陥没しているということだと思うのですが、今回この形で直しても、実はその駐車している車が、現在はバリケードでここに寄れないものですから、さらにその先に今駐車しているのです。ですから、根本的にそこまでやらないと私は行けないかなと思うのですが、それについて伺います。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） ご質問についてお答えいたします。

今回の小規模農村整備事業なのですが、補正予算としまして設計と委託料と工事請負費のほうを要望させていただいております。内容的には、先ほど議員さんがおっしゃられた南小学校の南側の水路、そちらにつきまして水路が老朽化かつ破損の状況がかなりひどい部分がありましたので、破損のひどい箇所、延長30メートル程度なのですが、そちらの部分の水路の改修工事をさせていただく予定です。この延長30メートルにつきましては、既に水路が一部崩れつつあるということで、いわゆる崩れ防止の支持棒というのですか、それで支えている状況です。そういった状況もございまして、用水を流す時期にはかなり支障を来すということで、農業用水のいわゆる送水確保という面で、今回角淵の水路改修工事をさせていただく状況でございます。

それから、設計委託料につきましては、こちら発注の設計とともに出来高設計、そちらのほうの管理をお願いする委託料となっております。こちらの水路改修につきましては、今現在ひどい30メートル以外の部分、全体で350メートル程度延長があるのですが、こちらにつきましても小規模農村整備事業の交付金、そちらの交付を今後も採択できるかどうかというところは、今後要望していかないと採択の確実性というのは言えないのですが、交付金を活用しながら残りの延長部分につきまして

も順次改修をしていきたいと考えております。ちなみにこちらのほうの水路改修につきましては、今現在ベンチフリューム、農業用の水路が設置されておりまして、強度的にもさほど強くないような状況かと思っておりますので、今回のまず30メートルにつきましてはGPU、道路用の側溝、こちらのほうの800、800を設置する予定でございます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 16ページ、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金についてなのですけれども、これが29ページの予防接種事業になるのかと思います。

今度秋接種になると自己負担金が出てくるという話も聞いています。町からの補助金が1人当たり幾らになるのか、自己負担額が幾らになるのか、あと何名分を予定しているか、教えてください。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

新型コロナワクチン秋接種と言われるものですが、令和6年度以降のワクチンの予防接種については、今までの全額公費の特例臨時接種から、インフルエンザと同様の定期接種に位置づけられるということで、定期接種の対象者については65歳以上、または60歳以上65歳未満で予防接種法施行規則に規定されている障害を持つ者ということでされています。

ワクチンの費用についてなのですが、1人当たりのワクチン接種にかかる費用については、ワクチン価格1万1,000円、それに手技料をプラスした1万5,300円を医師委託料としています。この1万5,300円の負担内訳なのですけれども、公費、町負担が1万2,300円、そして自己負担が3,000円となります。この自己負担3,000円については、伊勢崎佐波医師会です承された金額となっています。そして、その町負担の1万2,300円に対して、国の助成金の8,300円がそこに充てられますので、町の負担は実質4,000円ということになります。この国の助成事業なのですけれども、これまでの特別な供給体制、全額公費であったときの供給体制から定期接種への移行期における激変緩和措置として行われるもので、令和6年度限りということになっております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 35ページ、道路改良事業ということで、たしか私の記憶では下茂木の公民館から北に行く道、その道路の幅を広げるという話があったのですが、これはこういった目的で実施されるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

今回の道路改良事業、工事請負費1,100万円につきましては、場所としましては箇茂木集会所の西側の南北に通る道路、こちらのほうがちょっと幅員が狭いということなので、そちらのほうの幅員を広くするための工事を行います。また、もう一か所やる予定でございまして、そちらにつきましては五料の五料橋を渡る手前の信号、そこから南のほうに入って行って二、三本南側の東西の道路、こちらのほうの排水路に蓋をする工事を行う予定でございまして。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 道路の幅を広げるということなのですが、あの交差点は4回くらい事故が起きているということで、私が行ってみて、確かに南側の幅が狭かったということで、これは事故のもとになるのではないかという話はしたのですが、提案を聞いてくれたということなのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） こちらは以前から区長さんのほうから要望等がございまして、箇茂木集会所が選挙等で使われた場合に、道路に出る際になかなか擦れ違いがしづらいとか、そういったこともございまして、また議員さんからのご指摘等もありましたので、そちらのほうについてやる予定でございまして。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 20ページの公共交通再編事業のところの自動車借上料の件ですけれども、ご説明ありましたように、高崎直行便の件でということでお話がありました。ちょっとこの借上料の算出方法、詳細について教えてください。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

こちらは、令和6年の10月1日から3月までの半年間で、通学日数110日で、1回のタクシーの乗車運賃3,500円掛ける3台ということで115万5,000円を計上させていただきました。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 今10月から3月までということですが、その先はまだ決まっていないということよろしいのですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 高崎高等特別支援学校の生徒さんの保護者には説明させてもらっておりますが、7年度、8年度も今いる生徒につきましては同じような状況で8年度まで続ける予定で話して、一応説明させていただきました。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 43ページの地域運動部活動推進事業のコーディネーターの事業内容、活動内容について。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

活動内容につきましては、地域との連携をするに当たって、学校と地域のところでの話し合いをそこでコーディネートしていただくという形が主になるかと思えます。あとは、学校についてどのような要望があるかということ伝えていただいたりしながら、コーディネートして部活動の指導員であるとか、そういった者をまた探していただくようなこともできるかなと思っております。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 地域の人を中へ入れる。部活動をやっていただく人をコーディネートしていくということですか。地域に下ろした部活をコーディネートする。どんな部活を下ろしていくとか、そういうコーディネートにも、全部に当てはまるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） 全部やっていただくという形で考えたほうがいいと思います。地域に下ろした部活動だけではなくて、これから部活動を移行していくに当たってどのような形で進めるのがよいか、そういったことについても一緒に考えていただく形になる予定で考えています。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

[8 番 三友美恵子君発言]

◇ 8 番 (三友美恵子君) その方はどのような資格を持った方なのですか。

◇ 議長 (石内國雄君) 学校教育課長。

[学校教育課長 青木栄二君発言]

◇ 学校教育課長 (青木栄二君) そもそも学校の体育の教員をしていて、今現在もサッカー一部なのですけれども、部活動指導員として活躍している先生になります。

◇ 議長 (石内國雄君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」 の声あり]

◇ 議長 (石内國雄君) 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」 の声あり]

◇ 議長 (石内國雄君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」 の声あり]

◇ 議長 (石内國雄君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」 の声あり]

◇ 議長 (石内國雄君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」 の声あり]

◇ 議長 (石内國雄君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 7、議案第 5 1 号 令和 6 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」 の声あり]

◇ 議長 (石内國雄君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」 の声あり]

◇ 議長 (石内國雄君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」 の声あり]

◇ 議長 (石内國雄君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」 の声あり]

◇ 議長 (石内國雄君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第52号 令和6年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第53号 令和6年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第30 議案第54号 工事請負契約の締結について

◇議長（石内國雄君） 日程第30、議案第54号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第54号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

玉村町クリーンセンター年次整備工事につきましては、8月19日に随意契約見積り開札を行った結果、東京都港区芝浦3丁目9番1号、株式会社タクマ東京支社支社長、丸田元太が消費税込み9,515万円で落札し、8月26日に同社と仮契約を締結いたしました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事の内容は、クリーンセンターの安全かつ安定的な焼却運転を行うため、焼却炉をはじめとする傷みの激しい設備等の整備を行うものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 3 1 議案第 5 5 号 玉村町と伊勢崎市との間における消防事務の委託に関する協議について

◇議長（石内國雄君） 日程第 3 1、議案第 5 5 号 玉村町と伊勢崎市との間における消防事務の委託に関する協議についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 5 5 号 玉村町と伊勢崎市との間における消防事務の委託に関する協議についてご説明申し上げます。

玉村町と伊勢崎市との間における消防事務の委託につきましては、現在の規約における委託の期限が令和 7 年 3 月 3 1 日であるため、伊勢崎市と協議を行い、委託の期限を 5 年間延長するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第32 意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○日程第33 意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

◇議長（石内國雄君） 次に、日程第32、意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第33、意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての2議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第32、意見第1号及び日程第33、意見第2号の2議案を一括議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 意見第1号及び意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、一括してご説明申し上げます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦することになっております。

意見第1号で推薦させていただく町田由子氏におかれましては、人権擁護委員として令和4年1月1日よりご活躍いただいております。令和6年12月31日で任期満了となりますが、今後も今までの経験を生かし、ご活躍いただきたく推薦するものでございます。

次に、意見第2号で推薦させていただく長谷川智美氏におかれましては、山口隆之氏が令和6年9月30日で退任することから、後任として推薦をするものでございます。

長谷川氏は、現在、玉村町において生涯学習推進委員をされており、人格識見高く、地域の信望も厚く、人権擁護委員として適任と考えましたので、推薦するものでございます。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第32、意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案に同意するとの意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に同意するとの意見とすることに決しました。

日程第33、意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案に同意するとの意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に同意するとの意見とすることに決しました。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。2時30分より再開いたします。

午後0時13分休憩

午後2時30分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長より発言を求められておりますので、これを許します。

上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 議案第49号 玉村町水道事業給水条例の一部改正につきまして、新井議員から質疑がありました。その内容と私がお答えした内容と相違がありましたので、改めさせていただきます。

質疑の内容としまして、今回新しく料金を改定するに当たって、収入がどれくらい増えるか、また基本料金、超過料金の割合はどれくらいになるのかという内容だったと思います。それでは、その内容です。単純に、令和5年度の決算、収入につきましては4億5,000万円ということで、9,000万円くらい増えるのではないかということなのですけれども、やはり有収水量、こちらが減る都合で令和7年度の見積りとしましては8,200万円、水道事業として増額を見込んでおります。そちらについての内訳ですが、今回基本料金を29%から40%アップし、基本料金に重点を置きました。そのことによって、基本料金の増える金額が7,700万円、従量料金の増える金額が500万円ということです。

やはり一番気になるところなのですけれども、一般家庭での使用料の料金についての値ですが、13ミリ、こちらが一番多く使われておりますが、こちらが2か月で平均770円の増額、プラス消費税です。それと、20ミリ、これがこの次に多い量なのですけれども、こちらが2か月平均にしますとプラス870円の増額というふうに見込んでおります。

以上です。



○日程第34 一般質問

◇議長（石内國雄君） 日程第34、一般質問を行います。

今定例会には、10名の議員から通告がなされております。

一 般 質 問 表

令和6年玉村町議会第3回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 町の防災対策は万全か 2. 空き家対策について 3. 友好交流都市協定について	笠 原 則 孝
2	1. 総合防災マップに掲載されている、カスリーン台風の際に落橋したとされる岩倉橋の写真は適切か 2. 町内の古建築の保存について 3. 玉村町誌の発行について	月 田 均

順序	質 問 事 項	質 問 者
3	1. オリンピックで活躍できる選手を育む運動施設の設置について 2. 外国籍の住民について 3. 水道水の安定供給について	羽 鳥 光 博
4	1. 滝川の防災対応及び周辺道路の環境整備について 2. 玉村町環境基本計画の進捗状況について 3. 「子どもの貧困」による教育格差の解消について	新 井 賢 次
5	1. デマンド乗合タクシー「たまGO」について 2. 上陽小学校の「インクルーシブ教育」について	松 本 幸 喜
6	1. 新型コロナワクチン接種における副反応の周知について 2. 新型コロナワクチンに係る予防接種健康被害救済制度について 3. 玉村町の水道料金改定について 4. 地域コミュニティの担い手不足について	堀 越 真由子
7	1. 町管理外の施設における樹木や雑草の除去管理について 2. こども家庭センターへの相談内容とその対策について 3. 玉村幼稚園を認定こども園に移行して待機児童解消を図ることはできないか 4. こども食堂の利用状況と今後の計画について	備前島 久仁子
8	1. 玉村町の人口減少対策について 2. 小中学校におけるプールの授業について 3. 消防団再編計画の進捗状況について 4. 五料、飯倉地区の農地利用について	高 橋 茂 樹
9	1. 玉村町乗合タクシーたまりん再編に伴う利用者対応について 2. 災害時の要配慮者等の避難について 3. 手話言語条例の制定について	小 林 一 幸
10	1. 学校の働き方改革と「こどもまんなか」の教育について 2. 小中学校のタブレットの活用状況について	三 友 美恵子

◇議長（石内國雄君） 初めに、4番笠原則孝議員の発言を許します。

〔4番 笠原則孝君登壇〕

◇4番（笠原則孝君） それでは、議長の許しを受けましたので、議席ナンバー4番、笠原則孝がただいまより一般質問を行います。

町の防災対策は万全かということなのですが、玉村町では南北両端に1級河川に挟まれているが、巨大地震を含め線状降水帯による大雨、台風等に対する災害に対して、町はどのように情報を発信し、SNSが使えない人たち、独り暮らしの人たちへの避難対策等を真剣に考えているのか。さらに、近隣市との連携が必要と思われるが、防災に関する連携はどのようになっているのか。

次に、2番目です。空き家対策について。町では、空き家相談会等を実施しているが、周知と参加状況はどのようになっているのか。空き家登録は進んでいるのか。今後町では、空き家の有効利用と移住者の促進についてどのように考えているのか。

次に、3番、友好交流都市協定について。現在の玉村町友好交流都市数、またその関係と内容について、その後の進展はどうなっているのか、また今後の国内及び海外と友好交流都市協定の予定はあるのか伺う。以上3点でございます。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 笠原則孝議員のご質問にお答えします。

まず初めに、町の防災対策は万全かについてお答えします。本年、我が国において発生した地震災害としましては、石川県能登半島地震のほか、宮崎県日向灘地震が起き、また風水害においては線状降水帯の発生や大雨被害による山形県最上川の氾濫、台風が頻発するなど、多くの自然災害が発生しています。これらの災害は、国民の生命や財産に深刻な影響を及ぼすものであり、防災対策の重要性を再認識させるものです。

災害情報の住民への周知につきましては、町のホームページ、メルたま、広報車、FMななみのほか、大手通信キャリアの緊急エリアメール、テレビのデータ放送によって行っております。これらの方法により、大部分の住民への周知は図られていると考えておりますが、スマートフォンやパソコンを持たない高齢者をはじめとする、いわゆる情報弱者への情報伝達については、あらかじめ登録した固定電話または携帯電話に音声メッセージを発信する災害情報一斉伝達・収集システム、たまボイスを整備しております。また、自力で避難することが困難な方については、現在、作成に取り組んでおります個別避難計画を通じて、避難支援を図ってまいりたいと考えております。

他自治体との連携につきましては、現時点では昭和村及び山ノ内町と災害時における相互応援に関する内容の協定を締結しております。また、茨城町とは、双方が加盟している北関東・新潟地域連携軸推進協議会の組織体の中で定める災害時の相互応援要綱に基づき連携を図ることとなっております。この広域の協議会には、北関東3県及び新潟地域の国道、鉄道沿線にある19自治体が加盟しており、近隣市である前橋市、高崎市、伊勢崎市も含まれております。有事の際には、物資提供、職員派遣、施設提供など必要な支援について、相互に連携協力することとなっております。

また、今月末には、玉村町、吉岡町、榛東村の3町村間において災害時相互応援協定を結ぶ予定となっており、被災時に応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、協定を締結いたします。その他の市町村との災害協定につきましても、お互いにとって有効な協定については今後も積極的に検討してまいりたいと考えております。

次に、空き家対策についてお答えします。まず、空き家無料相談会についてですが、相談会につきましては昨年度より開始し、NPO法人群馬県不動産コンサルティング協会にご協力いただき、共催で実施しております。昨年度は、10月と2月の計2回開催し、今年度につきましては7月に開催し、その後10月と1月に開催する予定となっております。

周知につきましては広報、ホームページ、メルたまのほか、新聞への掲載依頼など様々な方法で行っているところです。また、昨年度は第2期玉村町空家等対策計画の策定期間でもあったことから、その際に実施したアンケート調査の中で賃貸や売買を希望、解体後に土地を利用したいとの項目に回答した町内在住者にもご案内を差し上げました。参加状況につきましては、昨年10月は11人、2月は16人、今年度7月は1人となっております。より気軽に申込みができるように、次回の相談会からは電話での受付だけでなく、QRコードを利用してインターネットでも受付できるように、現在コンサルティング協会と協議を進めております。

また、空き家バンクの登録は進んでいるかにつきましては、平成31年度の創設以来、令和2年度に1件の登録と契約成立がございましたが、その後の登録物件はございません。今年度につきましても、相談は数件寄せられてはいるものの、登録直前に売買が成立したケースもあり、登録が進まないことから、登録物件の増加に向けて今後も周知等を行っていきたいと考えております。

なお、本年7月に創設しました空き家リフォーム補助金と空き家片付け補助金につきましては、補助金の交付要件として空き家バンクに登録していることを挙げていることから、併せて周知を行うことで今後の空き家バンクへの登録物件の増加や制度利用の促進も期待できると考えています。

次に、空き家の有効利用と移住者の促進についてどのように考えているかについてですが、空き家バンク制度は空き家所有者と利活用希望者とのマッチングを行うための有効な仕組みと考えておりますので、今年度創設した補助金制度の利用状況などの検証も行いながら、空き家の有効利用が進み、移住促進にも寄与できるよう工夫をしていきたいと考えております。

最後に、友好交流都市協定についてお答えします。現在、玉村町では、長野県山ノ内町、昭和村、茨城県茨城町の3つの町村との間で友好交流都市協定を締結しております。山ノ内町とは平成19年8月1日に、昭和村とは平成24年1月5日に、茨城町とは平成26年1月7日にそれぞれ協定を締結しており、協定の内容につきましては、町、村及び住民は文化、教育、芸術、経済など幅広い分野における交流を通して、さらなる発展と互いの理解と連携を深めることに努めるものとなっております。また、1つ目のご質問の町の防災対策万全かでも答弁しましたとおり、災害時には相互に応援することとしております。

協定締結後の進展であります。協定締結以降、これまで地勢や特色が異なるお互いの町、村の魅力を生かし、幅広い分野において町と町、町と村との間で、また住民同士において交流が図られてきております。今年度につきましても、7月に実施されたたまむら花火大会では、3町村から町村長をはじめとした町、村の幹部や議長をはじめとした議員の皆様をお招きして交流を深めるとともに、山ノ内町の町民の方には特別席から花火の観覧を楽しんでいただきました。また、8月には本町の町民を対象にした昭和村への日帰りバスツアーを開催したところ、募集定員を上回る方に応募していただき、実施したところでございます。

今後につきましても、今週末の土曜日、日曜日には本町と茨城町の小学生との間で北部公園サッカー場を会場に玉村町長杯少年サッカー大会の開催が予定されているほか、10月から11月にかけては昭和の秋まつり、いばらきまつり、本町の産業祭において地場製品の販売等を通じて、お互いの町、村の魅力をPRしたいと考えております。そのほか、今申し上げた以外にも様々な分野、世代で交流が図られているところでございます。今後の国内及び海外との友好交流都市協定の締結につきましては、現在のところ予定はございませんが、現在、友好交流都市協定を締結している山ノ内町、昭和村、茨城町とは、今後より一層交流を促進し、これまで以上に相互の理解と連携を深めることで、互いの町、村のさらなる発展と地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それでは、自席よりまた質問いたします。

まず最初に、町の防災対策なのですけれども、たまボイスなどいろんなものでやっていますけれども、風がうんと吹いていて物すごいときに、この間の線状降水帯みたいになっているとき、あれで連絡がつくのですか。相当音もうるさいし。お年寄りなんかはSNSを使えないし、どのように連絡周知すればいいか。それで、あと逃げ遅れそうな人、どのように町のほうで保護できるか。

ただ、一番心配しているのは、玉村町の場合はほとんどが洪水なのです、利根川や烏川。この場合は、大体海拔が70メートル以下なのです。そんなところで、まずどのように。高台といってもどこもないのです、高台が。高台が国道354号の一部、高架のところくらいで、大体6メートル、7メートルの水が推定では来るそうです。そんな中で、連絡が防災無線も相当頼りにならないし、どのように1人でお年寄りに周知させて、また避難させるか、どんな手順でやるのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 笠原議員の質問にお答えいたします。

まず、風が強い日の周知方法なのですけれども、町のホームページ、メルたまにつきましては随時情報を流しております。情報弱者につきましても、固定電話や携帯電話番号をたまボイスに登録してい

ただくと、避難指示が出た場合にはそちらに電話が行くようになっております。このたまボイスにつきましては、現在754名の登録があります。今回の台風10号の関係で木曜日くらいから今朝見た時点で新たに6人登録されております。こちらは自動で電話が行きますので、風が吹いていても聞こえると思いますので、ぜひ登録していただきたいと思います。一応この防災マップの一番後ろのQRコードを読み込んでもらえれば簡単に登録できるようにはなっておりますので。それにつきましては、各地区でやっている防災の講話とかでも紹介させていただいております。

次に、逃げ遅れについてお答えいたします。避難行動要支援者名簿というのがありまして、そちらに現在681名の登録があります。地震の場合は突然なのですけれども、風水害、特に台風なんかの場合は事前にニュースとか、こちらホームページとかで出しますので、どのくらいの台風でどのくらい被害があるかという予想が大体つくかと思っておりますので、そちらのほうで見ていただきまして、支援者名簿はあるのですけれども、そのうち自分で避難できるという方が317名ほどいまして、あと浸水深、深さが50センチ以下のところに住んでいる方も41名ほどいます。残りの方につきましては、随時個別避難計画のほうを作成している状況であります。この間、先週NPO法人プラムの森とも防災協定を結びまして、避難者の支援に関する移送のサポートの協定を結ばせていただきました。

あと、洪水時の高台につきましては、玉村町ですと多分助かるのが八幡原地区だけ、そんなに浸水深が深くなる、家にとどまっても大丈夫な形になります。ですので、今回のような台風の場合には、またこちら各地区の防災の講話とかで話させてもらっているのですけれども、台風が来て洪水が起きそうというニュースが出ましたら、事前に町外、早めに町外に逃げてもらうようなお話をしております。

すみません。以上です。

◇議長（石内國雄君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 今話を聞きましたら、たまボイスのほうで750名くらいいるということなのですが、正直な話、80歳以上の人は、SNSを使え、たまボイスを使えといっても分からないのです、正直な話。そんな状態で独り暮らしだから、相当寂しくなるということを言っていました。

そういう場合、町として、お一人で自分で動けない、判断がつかないお年寄りがどの地区にどのくらいいるかということ把握して、やはり広報車とかそういうので一軒一軒目星をつけて回って助け出すというような方法。今聞いたら、水害が起きた場合は八幡原地区が沈没しないくらいで、あとはみんな沈没してしまうというような説明だったので、恐らくこれで建物の中だ、文化センターだ何だのといっても恐らく入り切らないと思うのです。そんな中で、防災のほうの無線関係とかといっても風が強ければ聞こえない。やはり地区の区長さんなり、そういう人たちに1人で避難できない人間が何人いるかということ、恐らく数字的には出ていると思うのですけれども、そういうう

ちの見回りをどのようにするかということを考えながらやっていけば、ある程度は被害も少なく済むと思われませんが、そのこと、町長どう思いますか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今言いました避難です。ところが、避難も災害の渦中に、大雨、大風の最中に避難というのも、今度はまた違う問題が出てしまうと思う。

だから、事前に避難する場所を町の情報などで本当に確認して、しかしそれでも対応できない規模のものは、また違った形で、町を離れたもっと大きな広いエリアでの避難ということを考えていく必要があるかと思います。先週は移動に関して、災害が落ち着いた後、要配慮者の移動をしていくと。そのほかに株式会社プラスと事務用品、医療品等々の供給に関する協定を結んで、そのほかにもいろんなところと防災時の協定を結び、また日常での見回りとか情報共有などいろいろ結んではきているのですけれども、いざというときにそれが機能できるような状況もつくっていくことが必要だと思います。やはり自助、自助から共助へどうにつないでいくか。そこへ公助が関わっていけるかという、そのことを日常から訓練というか、研究していく必要があるかと思います。

◇議長（石内國雄君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 今大体のお話は聞きましたけれども、正直な話、洪水の場合も人ごとではないのです。この間皆さんテレビを見て分かるとおおり、川越でもあんなことがあったのです。車がほとんど埋まってしまうと。そうすると、もう神奈川のほうも大分、小田原でも車の窓際まで来てしまったと。玉村町のほうが正直平たんなので、どこに水が抜けていくかという、一番心配なのは水が抜けれないのです。北は利根川、南は烏川と。ずっと言っているのは、昔から名前があった沼之上という今の五料地区です。あの辺が一番低くなってしまうので、あの辺りはどうしても北からも来る、南からも来る、ではどうしたらいいのか。よく水害で他府県では消防の救助隊がボートでやっているのですけれども、玉村町の消防にはボートがないでしょう、ゴムボートが1基あるくらいで。そんな状態で住民の、年寄りの命が助けられるのかなと思うのですけれども、その辺はいかがなものですか、環境安全課長。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

現在、玉村消防署にゴムボートが2台配備してあります。やはり五料のほうで水害がもし起こったら、確かに2台で足りるかどうかなと言えば足りないかもしれないです。人員のほうもそれほど割けるとは思えませんので、なかなか難しいかと思います。ですので、事前に台風の情報を見ていただいて、雨が降り始める前までいかなくても、洪水になりそうだとということが分かった時点で町外の高いとこ

ろに逃げていただくのが一番だと思っております。

◇議長（石内國雄君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） その町外の高いところというのは、例えばどの辺になりますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えします。

商業施設の立体駐車場とか、高崎駅とかの立体駐車場とか。多分車を置いたまま避難所に逃げたら車は駄目になってしまうと思うのです。家は持っていけないので、せめて車だけは守るとすれば、商業施設なり、綿貫の辺の烏川の向こう側、岩鼻の高いところとか、そういうところが。あとは八幡原も水没しないことになっていて、一応この防災マップだと大丈夫ですので、宇貫、八幡原辺りとかに逃げてもらうのが一番いいのかなと思います。水害で避難所へ逃げたとしても、命は助かっても車は水没してしまうというような状態ですので、時間に余裕を持って早めに避難してもらうのが一番だと考えます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 今いろいろ水害のほうも、まさかこれら群馬県で玉村辺りは一番災害が少ないのかなと、ちょっと多いのは冬の空っ風くらいかなと思ったのですけれども、歴史をひもとくと、昭和22年9月15日、カスリーン台風なんていうのが来て、えらい目に遭ったわけです。それから、今度は昭和34年、伊勢湾台風、2回あった。ちょうど間隔的にまた来ると、本当に今年度辺りがまたいろんな問題が起きるのです。

そうでなくても今温暖化でもって赤道付近の海面から随分海水を吸い上げて、それがいろいろな関係でフィリピンの沖からこちらのほうへ向かってくると。だから、ここのところへ来ても、台風10号がいなくなったら、もう11号が発生なのです。この分でいくと、30号くらい来るのではないかというがあるので、こればかりは自然との闘いなので、人間が知恵を絞って、いかに自分の生命を守るかということで、いろんな自治体の人の意見も聞いたりしてやっていくしかないと思います。何しろ玉村町で助かる平地となると八幡原しかないということで、ちょっと悲しいように思ったのですけれども、そのような状態なので、皆心して災害をより少なくしていくようにしたいと思います。

次は、空き家対策についてのことなのですけれども、空き家、空き地といいますけれども、調べてみたら空き家と空き地は平成18年頃には九州の一端に匹敵するくらいの空き家があるらしいです。今度2040年になりますと、今の状況でいくと北海道に匹敵したくらい、空き家、空き地が増えてしまうらしいです。だから、こんな中でどのようにしていったら、まして日本の場合は少子化なので、

どうしても外国人が多くなってしまいうような気がするので、そんな中でいかに空き家対策を考えていかななくてはならないか。また、全体を考えてもしょうがないので、町のことを考えると、空き家になったところへほかから来て住んでくれたという方は過去5年くらいに何件くらいあるのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

空き家のところに住んでもらった件数というのは全て調べたわけではないので、分からないのですが、町のほうで空き家の除却補助をやっています。そちらにつきまして、令和元年から令和4年まで、空き家の除却補助を行った跡地がどうなったかという追跡調査をしました。全部で31件あるのですが、そのうち新築されたのは12件、売る土地とされているのが6件、あと更地のままとなっているのが9件、駐車場として使われているのが4件というふうになっています。今現在のデータではこちらのほうとなります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 今聞きますと、31件が空き地、空き家だったということですか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 町の中の全ての空き家、空き地を調べているわけではなくて、31件というのは町のほうで空き家の除却補助をした件数となります。

◇議長（石内國雄君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） そうすると、31件は町で知っているというけれども、全体では空き家は何件くらいあるのですか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 空き家につきましては、空き家の対策計画をつくるときに調査をしまして、その時点で274件が空き家ということでこちらのほうで調査をしております。

◇議長（石内國雄君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 274件の知っているのは31件と、数的には少ないと思うのですが、今後これでまた空き家が年々増えてしまうのですか、それとも埋めているから少なくなっていくと。

逆に274件と比べると、もうこれ以上増えないと。それとも、増えてしまうと。それか、埋めているからもっと少なくなりますよというのか、今この状況を見て課長はどう思いますか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 空き家は、やはり議員のおっしゃるとおり、少子高齢化でどんどん欲しいという方がいなくなりますので、相続等で空き家がどんどん増えていく、今後も増えていくような状況だと考えております。

◇議長（石内國雄君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それをどのようにして少なくして、町に定住させると。正直な話、移住者を呼び込むというような対策というのは、ちょっとこの質問とは変わってきてしまうのですけれども、何かそのような施策はありますか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 町長の答弁の中にもありましたように、7月に空き家の片づけ補助金と空き家リフォーム補助金という補助制度をつくりました。この制度は、空き家バンクを利用して空き家を購入、または賃貸借契約した方に空き家の片づけの補助金を出したりとか、リフォームの補助金を出したりとか、そちらは住宅の目的だけではなくて店舗とかでも個人の方であれば対象としておりますので、そういった制度を利用していただいて、なるべく空き家を減らしていくような形を取っていきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） ですから、あまりにも空き家の数が増えてくると、この町は一体大丈夫なのかと、いろんなあれを思われるのです。それと、防犯の関係でもやはり空き家が多いと。だから、できれば外から見てここは空き家ではないよというような方法を取っていけば、ある程度はいいのではないかと思います。

それと、一番困るのがごみです。空き家の場合、ごみがいっぱいあると、完全にそこが空き家で人が住んでいないなど分かるので、幾らか清掃するような関係で、町としてはやはり持ち主に依頼して片づけてもらうということになると思うのですけれども、持ち主が分からないから空き家になってしまうという、そんな関係もあると思うのですけれども、幾らか空き家が荒れた状態になっているのを今後どのように考えていくのか、ひとつお聞きしたいのですが。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 空き家に関しましては、持ち主を今現在調べて、通知等を出しております。今のところ、全く所有者の方が分からないということではなくて、登記簿謄本だとか、そういったもので追跡をして、通知等を出しているような状況です。

◇議長（石内國雄君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 分かりました。次の3番目に行きます。

友好交流都市協定についてなのですけれども、話を聞きましたら、一番最初に玉村町が協定を結んだのは山ノ内町のほうが早かったですか、今町長から山ノ内町が19年で、昭和村が24年で、茨城町が26年と聞いたのですけれども、最初の話ではどうも昭和村のほうがやるのは早かったのかなと思うのだけれども、山ノ内町はどういう関係で友好交流都市になったのですか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 玉村町の中学校の生徒が、山ノ内町のリンゴ農家に行ってリンゴの剪定か何か、収穫か、そういった形での交流が始まって、それがきっかけということは聞いています。

◇議長（石内國雄君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） そうしますと、大分山ノ内町とはいろいろ玉村の森をつくってもらったりんだりして友好交流的にはいいのですけれども、ちょっとここに来てコロナがあったので、産業祭にもおいしいリンゴを持ってこられなかったというようなことで、今年は恐らく大丈夫なのでしょう。

それと、あとは昭和村なのです。昭和村さんは、私が思うに一番積極的に玉村町のほうへ議員がみんな来たり招かれたりしているようなのですけれども、これは昭和村とは何か特別なあれがあるのですか、町長分かる範囲内で。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 1時間くらいで行き来できるという近さと、また成り立ちが違うから、大きな農家が多いところですよ。こちらは都市部みたいなのところもあるし、距離の近さと適度な違いとか、そういうのが馬が合うような状況になっているのではないですか。議会は議員同士行ったり来たりで議会同士の交流もありましたし、そういうことかなという感じがします。

◇議長（石内國雄君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 何か玉村町の親戚みたいな感じなのです、正直な話。新しい庁舎を造ったから来てくださいよとか、うちのほうも行ったりして、非常にこれも友好関係が一番いいのではないかと、この3つの中ではそう思うのですけれども、そんな中で恐らく向こうのほうが地理的には高地だ

し、もしこちらに何か災害が起きたときに、まして関越を使うと僅か20分で着いてしまうのです、近場で。だから、この中で一番近いということで行けるのですけれども、今後とも何かいろいろ聞くと、大分昭和村さんは玉村町と親戚みたいな感じになってしまって、議員の方も知らぬ人はいないのではないくらいになっていると思うのですけれども、このいいウィン・ウインの仲をうまく持っていけば、大分いいような結果が出るのではないかと思います。

それと、今度は茨城町は、私の知っている限りでは国道354号のバイパスができて、そんな関係で通過している町が玉村町と茨城町だということで、茨城町のほうから友好交流都市になってくださいと来たような感じなのですから、その点いかがなのですか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 直接関わっていたわけではないのですが、聞いた話では、茨城町さんのほうから玉村町と友好交流都市の協定を結びたいということで、あちらから話が来たということは聞いております。

◇議長（石内國雄君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 今ちょうど考えましたら、北関東自動車道、あの関係でなったと思うのです。大分茨城町さんのほうも土地柄というと海に近くて、協定を結んだ中で海を持っている県は茨城町さんだけではないかなと思うのです。そんな関係で、ここもうまい具合に子供たちが少年サッカーで交流したりなんざりしていると思うのです。

それで、やはり私は思うのですけれども、今度海外はどうなのですか。今海外でやっているのはアメリカのエレンズバーグだけで、あそこも調べたら相当田舎なのです。ワシントン州というけれども、大分上のほうでバンクーバーのほうに近いところなので。いろいろ前にも聞いたのですけれども、大分お金もかかるということなので、以前私はもっと海外でやるのであれば、アジア辺りでどこか安いところがないかということ考えたのですけれども、町長、それは頭の中にありますか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） エレンズバーグとの交流の件ですか、それともほかにまた。

〔「エレンズバーグの件はそれでいいとして、大分お金がかかるということを聞いたのです、正直な話。それなんです。逆に」の声あり〕

◇町長（石川眞男君） エレンズバーグとの交流、5年ぶりに行くことになったのです。

4年間行けなくて、コロナ禍等々。さあ、どうしたものかということになりまして、だから去年の段階で派遣しまして、エレンズバーグの状況はどうかと。そうしたら、非常に厚く迎え入れてくれる

情勢があつて、とにかく来て交流を続けたいという意思を確認しまして、それでよく聞くと300人くらいの人が行っているのです。それで、確かに費用も円安、それから物価高ということで、非常に費用も高くなっているのですけれども、隔年ということにして、しかし英語圏の実体験というのは大事だなと思うようになりました。

というのは、長い話はしたくないですけれども、ペルーと日本の国交を回復して去年が150周年なのです。なぜそれがあつたかという、福島県に大玉村という村があつて、その人がペルーへ移住して、マチュピチュの村長をやつたのです。それがきっかけで国交を、本当に1本の糸が大きな国と国との交流につながっていくというのがありますから、エレンズバーグとの糸というのも無理しているのではないけれども、自然の中での交流というのが実はいずれ生きるときが来るのではないかなという気がします。だから、近くのところでは手軽にやろうという考え方もあると思いますけれども、継続の力というのは意外や意外なときに生きてくるのではないかなというのが私の思いです。やはり町がそういった夢を1つ持っているということが大事なことだと思っています。

◇議長（石内國雄君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 取りあえずそれでちょっと遠いと言えば遠いのですけれども、その辺でまたもう一か所くらいはいいのではないかと。草津町もたしか香港かどこかともやっているのです、あそこは。そんな関係で、もう一か所くらい、もし余裕があるのであれば、町長の代でひとつ開設してもらいたいと、こう思うのです。

だから、そんなにお金のかからないところで。そうすると、やはりアジア圏です。アジア圏でなるべく英語を扱っているところ。今はほとんど英語をみんな使っているのです、どこも。日本人が一番使わないのですね、何だかんだ言うと。先進国の中では。あとは、先進国の中ではほとんどみんな英語を子供たちもしゃべります。そんなわけで、ただ1つだけの海外の都市ではなく、違うところもやってくれば、また違う感じで分かってくるのではないかと思います。

それと、玉村町も私が知っている限りでは、上野村と大分18年も交流をやっていて、この間もバスで行ったりなんざりしたので、その辺は町長、どう考えていますか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 上野村の黒澤村長さんともお話ししましたけれども、この前バスで上野村に行つて、収穫した米で餅を打つて食べてきました。

あそこには村外からの子供たちが移り住んで勉強しているわけです。それで、その子供たちの家族が、逆に気に入つてしまつて、家族が移住してくるような、そういう状況もあると聞きました。それで、本当に玉村町と上野村といえ、また全然環境が違うところで、そういう意味で黒澤村長さんともいろいろ話をしているのですけれども、学び合うところは多いと思います。

◇議長（石内國雄君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 何か聞いてみたら、もう18年も前から続いているらしいのです。

正直あの村を調べてみたら、1軒に300万円くらい予算が出てしまうのです。びっくりした、私も。町の予算を1軒に直すと300万円出てしまうのだと、使い切れないのだと。何でかという、皆さん分かります、日航機が落ちて、補償を全部黒澤村長が、当時の総理大臣だった中曽根さんは海軍士官学校を出ている後輩なんだって。「おい、中曽根」と言ってやらせてしまったらしいのです、日航を巻き込んで。それから、今度道路も正直な話、万場から先はうんときれいなのです。神流までが駄目なのです。あれも全部その金でやったということで、それからいろんなことも全部新聞なんかをにぎわせて、慰霊のあれだなんてやっています。灯籠流ししたりなんなり。それから、あそこで一番財政がいいのが、正直な話、東電の地下の発電所なのです。あの固定資産税が相当。今はたしか2基あるかな。あと2基増やせるのだと、これから。どうしてもこれからは化石燃料の火力発電所は駄目なので、やはり水力で持っていくとCO₂が出ないということなので、あれで頑張っているのですけれども、また固定資産税で金が増えてしまうのではないかなと。人んちの懐なのだけれども、ちょっと心配してしまっているような感じなのです。だから、ましてあのようなところで見て、割かし村長にしても村民にしても、みんなうんと友好的なので、その辺はひとつ町長のあれで、石川町長のときに1つくらいまた姉妹都市を増やしてもいいのではないかと思うので、その辺ちょっと検討願えますか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 考えています。考えているのだけれども、それはいろいろな負担もあるし、そういうこともあるので、いろいろ考えてみます。

◇議長（石内國雄君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 町長、今考えて、「思案橋ブルース」ではないけれども、考えていくということなので。

それと、あとこれからいろんな問題はありますけれども、このようなことは町長が在任中に1つくらい何か目玉をつくっておいてください。時間も長くやってもしょうがないので、この辺で終わりにします。失礼します。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。3時30分より再開します。

午後3時16分休憩

午後3時30分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、6番月田均議員の発言を許します。

〔6番 月田 均君登壇〕

◇6番（月田 均君） 議席番号6番月田均です。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問を行います。

傍聴の方1名、ありがとうございます。100名いるという気持ちで頑張っていきます。

先週の水曜日、28日、お米を買ってきてと言われ、スーパーに出かけた。驚いたことに、いつもの棚にお米が一袋もない。仕方なく次の店に行った。お米が見つからない。店員に確認したら「ああ、ないですよ」とつれない返事。お米が不足していて、価格が上がっているという話は聞いていたが、こんなことになっていたとは思わなかった。50年ほど前、第4次中東戦争を機にオイルショックが発生し、物資供給の不安からトイレットペーパーが世の中から消えてしまうという事件が起きたが、あのときのことを思い出した。今年の夏、異常な暑さ、そして台風、さらにお米が見つからない。夏の思い出とはとても言えない。よいことのない夏でしたが、その夏も終わり、今年の秋に期待して、一般質問を始めます。

まず、第1の質問、総合防災マップに記載されているカスリーン台風の際に落橋したとされる岩倉橋の写真は適切かについて。玉村町総合防災マップの中に、昭和22年9月、カスリーン台風の際に落橋したとされる岩倉橋の写真が載っている。右側にコンクリートの橋桁が残り、左側（新町側と思われる）には橋桁がなくなっている橋の写真である。この写真について、昨年9月、第3回定例会一般質問のときに、岩倉橋はカスリーン台風によって本当に落ちたのかと質問をした。町の回答は、高崎河川国道事務所から提供された写真であり、カスリーン台風の際、落橋したものと認識しているとのことだった。

ところで、群馬歴史散歩の会発行の「群馬歴史散歩」第187号新町特集、2004年発行、この資料の中に岩倉橋の記事があった。そこには、昭和12年に群馬県が26万円の予算で橋梁410メートル、幅員5.5メートルのコンクリート製の永久橋を起工したが、日支事変が勃発し、資材が不足したため、工事途中で放棄された。戦後になり、新町、玉村、芝根の岩倉橋架橋期成同盟の運動があり、昭和24年に木橋として架設され、昭和30年7月にコンクリート橋に架け替えられたと記載されていた。群馬歴史散歩の会の資料が事実とすると、昭和22年9月のカスリーン台風の際には、岩倉橋の橋桁の一部はまだ架設されておらず、なかったことになる。玉村町総合防災マップに載っている、カスリーン台風によって落橋したとされる岩倉橋の写真は適切ではないと考えられるが、どうか。

次、第2の質問、町内の古建築物の保存について。今年の7月、民生文教常任委員会で富岡市の子

育て健康プラザの視察を行った。保健と子育て支援部門を集約した施設で、新しい試みだと感じた。帰り道、富岡製糸場の北側の道を通った。レンガ造りの茶色の大きな建物、置繭所というようだが、それを横から見た。随分長い建物だと感じたが、その建物以外に瓦屋根の木造の古そうな建物が目に映った。これも世界遺産なのかと気になり、調べてみると、明治から昭和にかけて建てられた宿舎だった。その中の大きな2階建ての建物は、片倉経営期には社宅として工場長が使用していた。どの建物も世界遺産の建物の1つとして保存されているとのことだった。

ところで、玉村町内で古い大きな養蚕農家が壊され、消えていくのが気になる。養蚕業を支えてきたのは富岡製糸場だけではなく、県内各地にある養蚕農家である。町内の養蚕農家の保存に支援できないか。玉村町誌別巻Ⅲ「玉村町の建造物」が平成3年に発行されているが、その中に民家建築として38棟の住宅が紹介されている。取り壊されたものも多いと思うが、現存しているものはどのくらいあるのか。これらの保存をどのように考えているか。

第3の質問、玉村町誌の発行について。現状の玉村町誌は、昭和61年、1986年に編さん委員会が立ち上がり、昭和の終わり頃から平成の前期にかけて、通史編の上巻下巻と別巻9巻が発行された。発行してから37年近く経過したものもある。当時と比較して人口は増え、玉村大橋、伊勢玉大橋ができ、国道354号も開通し、文化センター周辺には住宅もでき、道の駅もできた。産業形態も大きく変わった。歴史的に新しい発見もあったと思う。この時期に新たに編さん委員会を立ち上げ、町誌を発行することは大いに意義があると感じる。町はどのように考えるか。

以上で1回目の質問を終わります。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 月田均議員のご質問にお答えします。

まず初めに、総合防災マップに掲載されているカスリーン台風の際に落橋したとされる岩倉橋の写真は適切かについてお答えいたします。総合防災マップの2ページ目に掲載いたしました烏川に架かる落橋した岩倉橋の写真につきましては、水防センターにカスリーン台風時の被害写真として、高崎河川国道事務所から提供され、掲示している写真であります。水防センターにある写真を見ますと、土手側の下に橋桁と思われるものが横たわっており、人が集まっております。この写真は、烏川上流から角淵側の橋を写した写真で、土手から1つ目の橋脚までの橋桁が落橋したところを写していると考えられます。

玉村町歴史資料館発行の玉村町古写真集の記事に、岩倉橋は昭和10年に洪水で流出し、昭和24年に木橋が架けられたとの記載があります。歴史資料館に確認しましたところ、この写真は歴史資料館所蔵の写真であり、確かにカスリーン台風直後に撮影された岩倉橋ではありますが、完成はしていなかったとの見解でありますので、未完成の岩倉橋の完成部分の橋桁が落橋したと考えております。町では、この写真の掲載は問題ないと考えています。

次の町内の古建築の保存についてと玉村町誌の発行についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君） 9月議会、多数のご指名をいただきまして、誠にありがとうございます。ご期待に添えるよう、精いっぱい頑張りたいと思います。

月田議員の町内の古建築の保存についてのご質問にお答えします。平成3年刊行の玉村町誌別巻Ⅲ「玉村町の建造物」に掲載された民家建築38棟のうち、約20年後の調査では19棟が残存しておりました。その後、令和6年現在では残っている建築は11棟になり、この30年間でかなり取壊しが進んだこととなります。

民家建築は個人所有であることがほとんどでありますから、個人の事情により立ち入ることが難しいケースもありますので、取り壊されることもやむを得ない場合がございます。しかしながら、現存する11棟のうち重田家住宅については、平成13年に国の登録有形文化財に登録され、さらに令和3年に土地、建物が町に寄贈となりました。重田家住宅では、現在様々な行事が開催され、積極的な活用が進んでいるところであります。

また、同じく現存する11棟のうち、平成24年には福島の渡辺家住宅が県の登録であるぐんま絹遺産に登録され、さらに令和3年には上新田の井田家住宅が町重要文化財に指定されております。町誌の民家建築38棟には含まれない学校建築ではありますが、歴史的建造物の観点から今年度予算の主要事業として、令和2年に町重要文化財に指定された嚮義堂の修復工事も行われます。嚮義堂は、令和4年に町へ寄贈となり、今年度の修復で江戸時代の郷校の役割を果たした流れをくむ建物ですが、今後も町の教育のシンボルとして保護されていくこととなります。

養蚕住宅をはじめとする歴史的建造物の保存と継承は一朝一夕にはいきませんが、できる限り重田家住宅などのように登録や指定などの文化財的価値付けを行い、町民の皆さんに歴史的価値の再発見をしていただきながら、未来へ継承していけるよう、今後とも保存、活用について粘り強く取り組んでいきたいと考えます。

次に、月田議員の玉村町誌の発行についてのご質問にお答えします。町では、第6次玉村町総合計画の目指す将来像として、「暮らすなら、ここがいい。」を目標に定めておりますように、町民の皆さんが暮らしていく地域に愛着を持ち、さらにはその地域の歴史、文化に関心と誇りを持っていただくことは極めて重要なことと考えます。また、重点目標の1つであります「たまむらの良さを次世代につなぐ」という点においても、未来を担う子供たちに地域の歴史、文化に触れ合う機会を提供し、その価値を認識させながら郷土愛を育てていく必要があると考えます。そういった観点からも、町誌を編さんする意義は非常に大きいと考えます。

しかしながら、町誌編さん事業となりますと、町全体で取り組むべき非常に大きな仕事となり、担

当職員の人材育成、専門家の配置など全庁での横断的な組織体制の構築も不可欠であり、広く町民の皆さんのご理解を得る必要もごございます。月田議員もおっしゃるように、町誌通史編の発行から29年、最後の町誌発行となる別巻IX「玉村町の石造物」から19年が経過し、町の歴史は新たに書き加えるべき発見や出来事が積み重なってきております。

教育委員会では、その蓄積された記録を散逸しないよう、埋蔵文化財資料に関しては発掘調査が行われる際に計画的に調査報告書を発行し、また歴史資料に関しては町内の資料の所在調査や寄贈、寄託による資料収集、保管、整理作業を地道に行っているところでございます。さらに歴史資料館で年に2回ほど定期的に行う企画展でその成果を公開したり、記録にとどめるための図録も発行したりしながら、ある程度資料がまとまった段階では資料集や写真集なども発行しております。現時点において重要なことは、町誌編さんの種となる資料の散逸を防ぎながら、次期の町誌編さん事業の機が熟すときに備え、現体制の中でできる限りの準備を行っておくことであると考えます。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） では、まず岩倉橋の件です。

町の回答というのは、あれはカスリーン台風時に落ちたと判断しているということなのですけれども、私がなぜ写真を見たときに、小さな写真なのですけれども、これを見たときにあれと思ったのは、カスリーン台風といいますと、私なんか芝根の人は子供のときからよく聞いているのです。ほとんど私から上の人は知っている。太平洋戦争後に大きな被害が出たのです。川井とか飯倉とか、川井は家が流されたとか、上茂木のほうは家を造り替えたのです、すごい洪水ででっかい養蚕農家を造り替えている、戦後に。私の家は下之宮なのですけれども、南玉の堤防、ちょうど笠原議員さんちの近くの堤防が切れて、下之宮に水が流れ込んできたと。私の家は2階だったのですが、私の家の本家は1階だったので、危なくてしょうがないので、うちの2階に逃げてきたとか、うちの家は当時嘉永3年というから1850年ですね、江戸時代の終わり頃に造った麦わら屋根なのですけれども、その前のところにヤギ小屋があったと。水が来たので、蔵にあったお米をみんな一生懸命2階に上げていたと。気がついたら牛がいるのだというので、牛は裏の竹やぶが高かったので、連れて助かったと。ただ、ヤギは蔵の家の前にいたので、そこは低くて、結局ヤギを助けられなかったというのはよく何回も親から聞かされていました。

そんなことで、我々は大変さは知っているのだけれども、先ほど八幡原は安全だというけれども、角淵の人に聞いたら、芝根のほうが大変だったみたいねなんていう話なのです。全然カスリーン台風の「カ」の字もよく知らない人が多かったと。まして岩倉橋が落ちたとか、そんな話は誰もしていない。私のもっと上の人、昭和一桁の人でも聞いたのだけれども、いや、そんなことは聞いたことないよという話なのです。

先ほどの話は、このコンクリートの一部がカスリーン台風のときに流されたというけれども、こん

な上まで水が来れば、もっと大騒ぎになっているはずなので、どうもこの辺が、私は今の役場の話に1つあれと思った。確かによく見ると人がいるのです、写真の下に。私が虫眼鏡で見たら確かに人がいたのです。これを拡大して見ると人がいるのだけれども、確かに橋らしい橋が落ちているのだけれども、橋と直角に落ちるかね、橋が。この辺がどうも。これだけ大きな事件があれば、角淵の人はみんな知っているはずなのに、それを全く知らないというのは、これは橋が落ちたのとは違うのではないかなという気がする。例えば堤防のところのコンクリだとか、そういう感じもして、ひょっとすればあの辺に人が流れ着いた写真なのかなという感じがするのですけれども、いかんせんこの写真を撮った人がもういないのです。聞いたら、角淵の人で、高橋何とかという人で、そこのうちに行って聞いてみたら、うちのおじいさんが撮った写真なので、分からないとか言われて、本当のところは分からないのですけれども、もう少しこの辺を調べてみると、面白いというか、いいことがあるのではないかと思います。特に角淵の人は歴史が好きな人が多いから、角淵の岩倉橋の歴史というのを調べると、これは何回も流されているのです。そういうのを調べてみても面白いし、これから新しい歴史も見つかるような気がするのだけれども、どうですか。再度調査してもらいたいのだけれども。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 月田議員の質問にお答えいたします。

再度調査ということなのですが、私が資料館のほうに確認したところ、確かに3枚、カスリーン台風のときの写真が残っていて、それと一緒にあるので、間違いなくそれは岩倉橋の写真で、カスリーン台風後だよということでした。撮った方は角淵の方ではないということでした。

あと、国土地理院のホームページで航空写真が見られるのです。それで見ますと、昭和17年3月の航空写真、あとカスリーン台風から1か月半後の22年の10月30日の航空写真が見られまして、月田議員がこれは新町側と言っているのですが、これを見ると角淵側なのです。今でも岩倉橋は角淵側から土手を初めは走って、土手が川のほうへ伸びていて、その後橋脚があって橋になっていると思うのです。過去も航空写真を見る限りでは、今と同じような造りで、初めの部分は土手があって、その先から橋脚で橋になっているように航空写真では見えます。

こちらの総合防災マップに載せました写真ですが、その角淵側から伸びている土手が崩れて、一番初めの橋脚までの橋桁が落ちたという写真だと思います。こちら、もうちょっとよく見える、下に橋桁が落ちているという写真につきましても、下流側、これは岩倉橋の上流側から写して、下流側に落ちていますので、そのように判断しました。また、航空写真で見ますと、後ろの烏川の角淵の先、今はゴルフ場になっている、そっちのほうまで大分水が出て、流された跡がありますので、多分土手ごと流されているというような写真であると考えます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） それなりに分かる話のような気はするけれども、利根川は増えたけれども、烏川はそんなに当時水は増えていないよね、利根川ほどには。だから、そういうふうを考えて、地元の人にもそういう話が残っていないということを考えると、どうかなというふうに感じているところ
です。

あと、私も写真に関しては今話がありましたけれども、納得できないところもあるので、後日歴史資料館にも、課長さんのところにも行って、よく話をしてみたいと思います。いずれにしろ、私がかかったのは、カスリーン台風、カスリーン台風とでかく出ているけれども、角淵の人は知らないというか何だという話なのです。こんな大騒ぎして。分かっているのは、怖いのは芝根の人なのです。あとは、上陽の川べりの人も怖かったと言うけれども。意外と皆さん、真剣に考えていないというのはこれはよろしくない話なので、その辺も今後の防災マップを作るときにはよく頭に入れて作ってほしいなということでした。以上です。

では、次に、また後で質問いたします。古建築の保存ということなので、大切なことだと思います、私は。今嚮義堂の話が出たのですけれども、嚮義堂の改修に関しては今どんな状態になっているか、教えてください。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

嚮義堂の改修工事でございますけれども、今年度予算がつきまして、工事監理、あと実際の施工のほう、契約が済んでおります。ちょうど来週の月曜日、9月9日に、こちら休会中でちょうどよかったのですけれども、嚮義堂の学習も含めました現地説明会を開催予定でございます。ぜひ来ていただきまして、どのような工事が行われるかとか、嚮義堂の意味を改めて町民の方に周知したいと思しますので、月田議員にもご参加いただければうれしく思います。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） まだ工事は始まっていないということですね。予算はたしか1,000万円、費用を計上していたのですけれども、その辺に関して1,000万円で足りないのではないかという話も一部聞いているのですが、その辺はどう考えていますか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

実際の工事費は1,000万円のうちの800万円ちょっとでございます。確かに議員ご指摘のとおり、専門家の村田先生にご相談すれば、あと3倍は欲しかったということでございますけれども、

今は雨漏りがひどい状態でございます。屋根の雨漏りの修繕を中心に、活用というよりは、まず嚮義堂を残すという意味合いの工事で集中的に屋根のほうをやる予定でございます。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） となると、屋根は直したけれども、下のほうはちょっと危ないところもある、弱いところもあるのだけれども、それはやらないということですか。将来、来年、再来年に改修をやるということなのですか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） 来年度の工事予定は、実はまだ正直なところございません。今後長いスパンでちょっとずつ手を入れていければいいなと担当課のほうでは思っております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 取りあえず屋根を直せば、人が入れて使えるようになるということだと思うのですが、今後の活用というのはどんなふうに考えているのですか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えいたします。

まずは残すということでございます。活用は、今のところ重田家のようにあの中でイベントをするとか、そこまではまだ計画上ございません。トイレも駐車場もございませんので、本当に嚮義堂を地元の方は学校様と呼んでおりますが、教育のシンボルとして広めていくような勉強会であったり、資料の発表であったりを中心にしていく予定でございます。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 話によると、結構地元から1,000万円のうち相当量が寄附金だという話を聞いていたのですが、その辺はどうなっているのですか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） 嚮義堂を寄附いただいた際に、令和6年の1月末に今まで管理していただきました組合というか、グループの方が貯めていただいていたお金230万円を寄附いただきました。令和6年3月補正で寄附のほうをいただきまして、広報の4月号に応接室で嚮義堂世話人からですね、団体名は嚮義堂世話人から230万円のご寄附をいただいたと、町民にも広く示しております。こちらは工事費のほうに充てると、充当するというところで予算のほうは組み込まれており

ます。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） あと、教育長のほうから、残っている古建築が38のうち11棟ということなのですが、町の中を動いてみると、それに相当するような古いうちが結構見当たるのですが、そういうものをもう一度探して、調査するというのも大切なことだと思うのですが、そういう計画はありますか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えいたします。

11棟のうち個人所蔵のおうちが多いということは確認しております。あと、現状1軒くらい空き家になっているかもというふうに係のほうで確認しておりますが、改めて現状を1度見るということは、今回の質問を機に行いたいと思いますけれども、一軒一軒何か調査するかというのは、また検討していきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 今回いろいろ質問してみて私も文化財というか、そういう古いものに興味を持つようになったのですが、今後文化財に登録とか指定とか、そういう可能性のあるものは建築とかいろいろ文化財を含めて町にはありそうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えいたします。

ただいま町内には3つの建物の文化財が宝としてあると考えております。玉村地区の井田家、芝根地区の重田家、上陽地区の嚮義堂と、まずはこの3つがしっかり地域に根差して、皆さんの心の中にきちんと文化財として捉えていただくような方向性を持っております。新たにまた何かというのは、いろいろ予算等の関係もありますが、渡辺家のようにまだまだ宝は町にあると思いますので、この辺も検討していきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 私は、結構いいと思っているものがあるので、機会があればそういったものも質問してみたいと思います。

次に、町誌なのです。教育長もなかなか前向きな回答をしてくれたと。ただ、すぐ動くという話ではないなという感じが私はしました。それで、これを見ますと、昭和61年、1986年だから今か

ら38年前に編さん室ができたということなのです。だから、昭和の終わり頃なのですけれども、もう少し調べてみると、昭和52年、1977年、私がまだ仕事を始めて幾らもたっていない頃です。その頃に編さん準備室というのを設置しているのです。だから、編さん室ができたときは6人くらい人を入れているのです。本当に1つの係として始まったと思うのだけれども、それよりさらに10年近く前に、9年ほど前に編さん準備室というのできているのです。だから、こういうものはやはり誰か少しそういう知識のある人がやっておく、そういった面で必要かなと私は思うのですけれども、そこら辺の研究はしてもらえそうですか。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君発言〕

◇教育長（鈴木寛史君） お答えします。

本当に早急に編さん室を組織しますというお答えができないのは大変申し訳ないですが、重要性については我々認識をしています。確かに準備室からスタートして、時間をかけて、また知識を有した職員等の育成も含めて、時間をかけながらじっくり、ただこのことはバックではなく、一步前へ進めていけるよう肝に銘じていきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） ぜひお願いいたします。

実は、先月の新聞の1面のトップに、玉村町は町文化センター敷地内の文化財整理室に文化シェルターを設置したという記事が載ってまして、なかなか玉村町のものが1面のトップに載ったということはあまり記憶にないのですけれども、ほかの市町村でもびっくりしたということを知ったのですけれども、そういう面ではほかの市町村に遅れることなくやってほしいなということなのです。今現在進めているところ、町誌とか市史を進めているところも幾つかあるようなのですが、その辺の状況について教えてください。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

月田議員からの質問がありまして、改めて近隣市町村の様子を私も確認させていただきました。現在、市史を編さんしているのがお近くの伊勢崎市ということでございます。令和5年から始まりまして、令和17年の完成を目指す。12年という期間を取って新たに作るということでございます。もう一つは、桐生市が編さん中ということでございました。令和4年度から始めまして、令和18年までの15年間で行うということでございます。もう一つ、館林市がただいま作っているということで、令和3年から始めまして、もう少しで終了するということなのですけれども、こちらは20年かけているということでございます。町誌を作るとなると、このくらい長い間、専用の人と人員を用意する

という覚悟がないとなかなか難しいものだなと、初めて私も町誌というものを考えるようになりまして、考えていきたいとは思うのですけれども、現状では近隣の様子は以上になっています。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 町誌というか、1つ。

玉村町の町誌は、私は町の歴史の「史」だと思った。そうしたら、買ってみたら雑誌の「誌」なのです。「し」を歴史の「史」のところもあるし、雑誌の「誌」というところもあるのですけれども、それについて町はどんなふうに違いに関して感じていますか。町誌の「誌」、あとは伊勢崎市は歴史の「史」と言っていましたけれども、その辺の違いについては分かれば教えてください。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

これも本当に議員さんからのご質問がありまして、改めて私も分かったところがございます。作っているところ、持っているところをこちらに並べますと、市は全て市史の「し」は歴史の「史」でございました。町村につきましては、本当に一部だけ歴史の「史」を使っておりますが、9割方雑誌の「誌」でございます。ちょっと本当に大急ぎでこの違いを調べさせていただきました。歴史の「史」を使う市のほうは、体系的にそのときの時世の変換や過程をきちんと記録したもの、何となく整っているイメージがあるようでございます。雑誌の「誌」を使うほうが、本当に風土記であったり、生活、気候、地形、産業、民俗などを掘り下げて雑誌の「誌」ということで、雑多なイメージ、いろんなものが混ざっている町誌になっているという傾向があるようでございます。改めまして、玉村町は雑誌の「誌」の町誌のほうで作ってございました。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 分かりました。

実は、私もそんなことでちょっと古いのを調べていたのですけれども、もう3年くらい前なのか、一般質問で私は文化センターの前にある石室、あれが15号古墳と書いてあるのだけれども、あれはそうではない、萩塚古墳だと言っている人がいるという話をしたのですけれども、話はもう昭和42年くらいです。上茂木の人が萩塚古墳のものを耕運機に乗せて、当時建設中の玉村町の公民館に持っていったという話です。ただ、いつの間にかそれが角淵にあった15号古墳に変わっていたということで、こういうのもう一度よく調べてみると、歴史のおもしろさというか、そういうものが見えてきて、そういうことをやることによって地域をよく知ることができるし、やはり玉村町に生まれてよかったなということになると思うのです。いろいろ新しい催物とかで魅力発信ということでやっている、それはこの時代ですからどんどんやってもらわなければ困るのだけれども、それと同じく

らの力を入れて、地域の歴史というのを私はまとめていくと、非常にいい結果が出るなと思うのです。

実は、ここに大字誌角淵というのがあるのです。これを見ていると、角淵の歴史がよく書いてあるのだけれども、作るとすれば私は下之宮だけれども、十分資料はあるなど。例えば五料だって随分あります。川井だってあるし、小さな各区だっていっぱいあると思うのです。だから、こういうのもをもう一つ、玉村町が町誌をすぐ作らないとしても、こういったものを町の仕事として、これは角淵の人が有志で作っているわけだけれども、そうではなくて町の考え方で、1つの同じような形で各大字誌を作ると、それをすると地域の人もそういう作成に関わってくるから、なかなかいいなと私は思っているのですけれども。町誌とはまた違うかもしれないけれども、こういうものを先頭に立って町がやってみることは非常にいいことだなと思うのですけれども、その辺どんなふうに考えますか、関係者の方。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えいたします。

川井や角淵など、本当に積極的に資料を作っていただきまして、うれしく思います。うちの歴史資料館でも企画展があります。今は小さい範囲であったり、1つの分野であったり、一つ一つ資料をまとめていくことによって、町誌をいざ作るというときにそれを集合させて、より肉づけをして町誌というものは出来上がっていくのかなと思います。間を空けずに、いろんな分野をまとめていけたら、町としてもいいかなと思っております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 私も一般質問を随分してきましたけれども、今回ほど前向きな回答をいただいたことはなかったなということで、ぜひ今回ということだけではなくて、継続してこういった活動が続けていってほしいなと思います。

以上です。終わります。

◇議長（石内國雄君） 以上で本日の一般質問を終了いたします。

◇

○散 会

◇議長（石内國雄君） なお、9月3日は午前9時から本会議が開催されますので、議場にご参集ください。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 4 時 12 分散会